

鉄鋼業の設備投資調整の経済的帰結*

三 輪 芳 朗

目 次

- I. はじめに
- II. 解説
- III. 強制力の検討
- IV. 設備投資調整の経緯の検討
- V. 従来議論の検討
- VI. 結 語

I はじめに

I-1. 問題の提起

「恐らく合衆国の国民所得の1/5が何らかの形の直接的な規制のもとにある産業によって生み出されているが、産業の市場成果が規制によってどのような影響を受けているのか経済学者はほとんど知らない。規制のための法律の前文が信頼すべき導きになることはほとんどないし、規制されている企業家の不平の強さがその役に立つということもない」⁽¹⁾。

リチャード・ケイブスはアメリカにおける直接的な規制と市場成果の関係を扱った1964年の論文をこの引用の文章ではじめており、規制の効果に関して正しい問いが出されていないし、正しいテストも行われていないと主張している⁽²⁾。

規制の効果に関する研究は、その後主に規制によるインパクトの性質および方向に関する仮説を導くという理論的な分析を中心に行われて

きており、個々の場合について実際の規制の効果を確かめるとい方向での研究の成果が豊かなものであったとはいえないように思われる⁽³⁾。

アメリカに比べて、日本においては政府の直接的な規制ないし介入はより一層広範に行われている。その一つの典型が「産業政策」と呼ばれるものであり、それは「産業間の資源配分や、個々の産業の私企業によるある種の経済活動の水準を、そのような政策が行われない場合とは異なったものに変えるために行われる政府の政策」⁽⁴⁾である。

な助言をいただいた。これらの方々に厚く感謝の意を表したい。この研究に対しては、清明会、東京経済研究センターから資金の援助を受けており、これらの機関に対しても深く感謝したい。

(1) Richard Caves〔2〕pp.172。

(2) 規制の効果を規制者が行っていること、または規制者が行っていると主張していることから直接知ることとはできない。ジョージ・スティグラーとクレア・フリードランドの主張するように「おびただしい量の規制のための行為は、有効な規制の決定的な証しではなく、規制しようという欲求の証しであるにすぎない」のである。George J. Stigler and Claire Friedland〔34〕pp.1。また Caves〔2〕pp.180-1を参照。

(3) 規制の効果に関して否定的な考え方の例として次のロナルド・コースの見解をあげることができる。「……規制委員会が行おうとしていることを見つけ出すことは困難なことであり、それらの委員会がどのような影響を及ぼしているのかほとんど知られていない。そしてそれが見つけられた時には、それはしばしば馬鹿馬鹿しい(absurd)ものである。」Ronald H. Coase〔3〕pp.194。

他に Stigler and Friedland〔34〕、Posner, Richard A.〔31〕など。

(4) この定義は小宮隆太郎〔19〕pp.308による。

* 本稿は東京大学大学院のいくつかの研究セミナーで昭和50年末から51年初にかけて行なった研究報告をもとにしている。セミナーの場では、小宮隆太郎教授をはじめとする諸先生方、大学院生諸氏から多くの有益なコメント及び助言をいただいた。今回全面的に書き改めるにあたって、倉沢資成、鶴田俊正両氏から有益

「産業政策」については、その具体的な政策の内容が公表されることがほとんどなく、具体的な目標が説明されることもほとんどなく、まして政策の効果ないし成果について実態に即した評価がなされることもほとんどなかった。このことの当然の帰結として、日本における政府の直接的な規制ないし介入の一典型である「産業政策」の成果についてはこれまでのところほとんど知られていないといつてよいように思われる⁽⁵⁾。

「産業政策」の代表的な類型の一つに「設備投資調整」⁽⁶⁾がある。「設備投資調整」は、特に昭和30年代半ば以降多くの産業で行われたが、本稿の分析の対象である鉄鋼業の設備投資調整はその代表の一つであった。

「設備投資調整」と呼ばれる一連の行為の行われ方およびそれに対する政府の関与の仕方は時代により産業により著しく異なっている。また「調整」の対象になる産業の市場構造等の要因に依存して決定される個別企業の「調整」に対する対応の仕方は時代により産業により異なっているものと思われる。従って、「設備投資調整」の経済的帰結は時代により産業により大きく異なっているはずである。そうであるとすれば、「設備投資調整」の経済的帰結について一般的な評価を試みることは評価を下すことと同様意義の乏しいことであると思われるし、逆に個々のケースに関する研究の結論を一般化することにも慎重でなければならない。

本稿は、鉄鋼業の設備投資調整が個別企業の設備投資行動に与えた影響のあり方およびその程度に関する評価の試みであつて、あくまで実

証的な研究 (empirical study) である⁽⁷⁾。また、分析の対象期間は昭和30年代半ば以降の時期に限られ、40年代半ばまでを主な対象とする⁽⁸⁾。

I-2. 方法

一般に、直接的な規制ないし介入がその対象である産業あるいは各企業に及ぼした効果について評価を下すことは非常に難しいことである。過去においてある特定の政策が実施されなかったとき、あるいは実際に行われたのとは違った他のなんらかの政策が実施されたときに、事態がどのようになっているであろうかということを経験的に推論し、ある政策の効果の存否あるいはその方向について立証あるいは反証することは非常に難しいことなのである⁽⁹⁾。

鉄鋼業の設備投資調整の場合も例外ではなく、調整の効果の存否あるいはその方向について直接的に検討するために仮説を導き、それについて検証するという方法をとることは著しく困難である⁽¹⁰⁾。

(7) 昭和40年代末以来(特に「石油ショック」後)、個別産業の企業活動に対する政府の介入の強化の動きがみられるとともに(例えば、「石油ショック」後の値下げのための行政指導)、過去の介入の評価の試みがなされはじめている。(これらのことについては、『ジュリスト』No.555、566、625、『現代経済』No.20、24などを参照。)これまでのところ、一般的抽象的な議論が主流を占めており、個別の事例について実証的に研究したものの数は少ないように思われる。(事例として、例えば倉沢資成〔21〕、鶴田俊正〔42〕など)。

また、個別の政策を支える論理の詳細な分析の例としては、株式市場の信用取引の規制に関する三輪芳朗〔23、24〕がある。

(8) II-1およびIV-2を参照。

(9) 小宮〔19〕pp.320参照。

(10) 困難である理由は、大別すれば、次の3つである。

第1に、調整の場で何がなわれ、政府がどのような仕方でそれに関与したかについて必ずしも十分な情報が得られない。第2に、鉄鋼業のような寡占産業では、そもそも調整が存在しない時に各企業及び全体の設備投資がどのようなものであったかを推論すること自体何等かの形の強い仮定を要するのであるが、同様に、調整に対する各企業の反応について推論することも強い仮定を要するのである。従って、調整の効果の存否

(5) 「産業政策」の行われ方に関する一般的な解説および評価については、小宮〔19〕pp.307以下を参照。

(6) 本稿でいう設備投資調整あるいは設備調整とは、「個別企業による産業設備への投資を、この稼働時における需給予測に基づき、過剰生産又は遊休設備の発生を防止するために、何らかの基準に基づき制限すること」(今村成和〔11〕pp.124)あるいは、制限しようとする企てをいう。

本稿では、直接的な方法を用いず、いくつかの論拠をつみ重ねることによって一つの結論を導くという方法を採用する。

本稿の結論は、鉄鋼業の設備投資調整（およびそれに対する政府の関与）は、少なくとも直接的には、必ずしも明確な経済的インパクトを各企業の設備投資行動に与えるものではなかったというものである。そのための論拠として3つのものがⅢ、Ⅳ、Ⅴで順に示される。第1のものは、強制力の存否に関するもので、もしも調整が実効を伴うものであってそれによって各企業の設備投資行動が大きく影響を受けたとすれば調整の結果の実効性を担保するための強制力ないし強力な誘因が存在するはずであるという推論による。第2のものは、年度毎の調整の場での議論と結果の検討から得られるもので、調整が実効を伴っているとすれば起こったはずのことがおきていないことによる。第3のものは、これまでの研究で、調整が顕著な経済的帰結を伴っていたと結論づけているものの中から特に今井賢一〔9〕をとりあげその結論が必ずしも疑問の少ないものではないことを示すことによる⁽¹¹⁾。

Ⅱは、Ⅲ～Ⅴの検討のための導入部にあたり、鉄鋼業の設備投資調整の行われ方の説明、性格の解説、例示にあてられる。

I-3. ことわりがき

本論に入るまえに、以下の4つの事をおことわりしておきたい。

第1に、I-1でのべたことから明らかなように、本稿の議論は「設備投資調整」の効果について一般的な結論を導くことを直接的には目指しているものではないし、また本稿の結論をそ

あるいは方向について仮説を導くためには強い仮定を必要とするのであり、この仮定の選択自体が極めてやっかいな問題を含んでいる。第3に、導かれた仮説を検証するための情報が必ずしも十分には得られない。

- (11) 従って、第3の論拠に比べれば、第1、第2のものの方が相対的には直接的なものである。

のようなものとして一般化してはならない⁽¹²⁾。

第2に、本稿の議論が直接的なインパクトに関心を限定していることを強調しておかなければならない。Ⅱ-2でのべるように設備投資調整は業界の協調体制の一環をなすものであるから、直接的なインパクトがなかったという結論が、あらゆる意味で影響を及ぼさなかったということを保つことも意味しないのである。この点については、改めてⅥでふれることになる。

第3に、本稿では規範的な議論をいっさいしていない⁽¹³⁾。

第4に、本稿の結論は、限られた情報に基づいて導かれたものであり、得られた情報も必ずしもその正確さについて確認できているものではない。その意味で、本稿の結論は暫定的なものであり、今後書き改められるべき余地の多いものと考えられる。多くの方々から教示いただければ幸いである。

Ⅱ 解 説

Ⅱ-1. 設備投資調整の様式

鉄鋼業の設備投資調整は、各企業が話し合いによって各企業の設備投資量を調整しようとするいわゆる「自主調整」が一貫して基本になっており、政府あるいは審議会がその調整の場ないし各企業に働きかけることによって、各企業が独自に設備投資量を決定する場合に比べて異なった結果を生み出そうとしている。

各企業は、原則として年度末までに次年度の設備投資（主に着工時期について）に関する調整結果を出すべく話し合ったが、しばしば次年度にもつれこんでいる。

鉄鋼業における設備投資調整は、昭和20年代後半から30年代前半にかけては、「主に産業資金の供給（世銀借款の政府保証を含む）と技術

(12) 当然のことながら、似たようなケースがないといっているわけではない。

(13) 従って、目的の妥当性、独禁法との関係等に関する議論はすべて本稿の検討対象の外にある。

導入に伴う外資法を武器とし、通産省が直接行なっていた」⁽¹⁴⁾。

昭和34年12月に、通産省が長期設備計画の実施について業界⁽¹⁵⁾に自主調整を要請したことが設備投資調整のはじまりである。これは、形のうちでは産業合理化審議会産業資金部会の承認を得るための業界の設備投資計画を作成するというものであり、以後昭和41年度までは同じ形式がとられる。

昭和41年11月の産業構造審議会⁽¹⁶⁾鉄鋼基本問題小委員会の答申が出されたことにより、調整の形式が変化する。

答申は、産構審に鉄鋼部会を設け、鉄鋼部会が、① 長期および年度ごとの需給計画の策定 ② 設備調整基準の策定 ③ 長期の設備能力必要量の算定 ④ 各年度の着工必要量の算定などを行なうこととした。各企業への配分は、基本的には自主調整によるものとするが、それで決まらない場合には通産省の行政指導によることとし、さらにそれでも決まらない場合には大臣裁定によるものとする⁽¹⁷⁾。

42年度以降の調整はこの答申の提案した形式によっている⁽¹⁸⁾。

II-2. 設備投資調整の性格

鉄鋼業は少数の企業が市場の大部分を占める典型的な寡占産業であり、多くの製品分野⁽¹⁹⁾

において生産集中度が高く新規参入は容易ではない。また、各企業の製品は同質的である。以上のような市場構造上の特徴をもつ産業では、企業が容易に協調行動をとることができ、またそのような協調行動が極めて安定度の高いものになり易いことは理論及び経験の教えるところである。

反面、鉄鋼需要の大きな部分を民間設備投資で占めることを反映して、需要は激しく変動し、また短期的な変動および長期的な趨勢を予測することは極めてむづかしい。需要の価格弾性値が小さいために、このことは価格の激しい変動となって現われることになる。以上のことは、協調体制をいく分不安定にする要因となると同時に、協調体制維持への強い誘因を生み出す。需要の急激かつ大幅な変動に迅速に対応することが個別企業にとって極めて重要なことであり、安定した協調体制の維持はほとんど常にすべての企業にとって企業行動上の第一の前提であると考えられるのである⁽²⁰⁾。

設備投資調整は協調体制の一環を構成するものとして理解する必要がある。設備投資調整とは、短期的な変動を伴いながら一貫して需要が拡大したこの産業においてとられた設備調整の形態であって、既存の設備能力に全体としてどれだけの新規能力をつけ加えるかという問題に共同で対応しようとして行われたものである。

安定した協調体制の維持に成功したとしても、利潤の分配をめぐる対立がなくなるわけではない。鉄鋼業で激しいシェア争いがみられたことは協調体制が維持されたことと矛盾するものではない。利潤プールの伴わない通常の協調

(14) 『東洋経済』49.4.6。また今井賢一〔9〕140～141。本稿III-3を参照。

(15) この場合には、八幡、富士、鋼管、川鉄、住金、神戸、尼鉄、中山の8社が話し合いに参加した。

なお上記社名は、八幡製鉄、富士製鉄、日本鋼管、川崎製鉄、住友金属、神戸製鋼、尼崎製鉄、中山製鋼の略称であり、以下ではこれらの略称を用いる。他に新日鉄は新日本製鉄の略称である。

(16) 産業合理化審議会は昭和39年4月に産業構造審議会に改組された。以下では産構審と略称する。

(17) 産業資金部会では鉄鋼部会の結論が尊重される。

(18) 実質的には従来と変化なかった。III-2およびIII-3を参照。

(19) 中小形鋼、中小形棒鋼などのような平電炉メーカーの比重の高い鋼材の市場を別にするという意味である。

(20) 鉄鋼業では、特に生産販売面での協調体制が戦前から強く志向されていた。(ただし、比較的安価な銑鉄が輸入できたこともあって安定性は戦後に比べれば限られたものであった。戦前については例えば有沢広巳〔1〕を参照。)昭和30年代以降になると、平炉に対する転炉の優位が確立し協調体制維持を容易にする条件が一層整うようになり、事実相当程度の成功を取ってきたように思われる。公開販売制度、粗鋼の勧告操短、不況カルテルなどがその具体的現われである。

体制のもとでは、利潤をめぐる争いはシェアをめぐる争いとして表面化することになる⁽²¹⁾。

将来の需要が高い確度をもって予測できる場合には、生産シェアの争いが設備投資枠をめぐる争いという形をとることになる。この場合には、協調体制が安定して維持される限り、生産シェアの配分が固定的になると同時に、設備投資枠の配分も固定的になる。

鉄鋼業の場合には事情が異なる。鉄鋼需要の予測の精度は極めて悪く、また、各企業が自社の設備投資計画を作成するに際して基礎とする需要想定は大きなバラツキをもっていた。調整のもとにされることになっていた政府および鉄鋼連盟の予測は、最も弱気派に属していた八幡、富士のものよりも需要の伸びを低く見積り、毎年のように上方へ修正しつづけたがなお実績よりも低い予測をしていた。⁽²²⁾⁽²³⁾このような場合に、設備投資枠の大きさに関して合意を得ることは容易なことではない。調整は一層正確な予測を行うための話し合いの場であると同時に、投資枠の設定およびその配分をめぐる

かけひきの場であった。

各企業の行う設備投資量は、すべての企業の設備投資によって生み出される能力の増分が需要の増分をこえない限り多いほど望ましい。全体の能力増が需要の増分をこえる場合には、生産調整が行われることになり、その際には過去の生産実績を重視した基準に新規稼働設備に若干の特別枠を与えて修正したものをを用いるのが通例⁽²⁴⁾であるから、設備投資量は少ない方が望ましい。各企業は、設備調整の場で、他の企業の設備投資を抑えることに努力し、そのことによって自社の利潤を一属安全なものとしつつシェアの拡大を計ろうとすることになる。

将来の需要の伸びに対して相対的に弱気の見通しを持つ企業（弱気派）は、実際に考えているよりは積極的な設備投資計画を出しながら、全体の需要想定を実際に考えているよりも低く見積り、設備調整が断固守られるべきものであることを主張し、同時に過去の生産シェアを基準にした着工枠の配分ルールを主張することになる⁽²⁵⁾。強気派は、実際に考えているよりは積極的な設備投資計画を出しつつ、全体の需要想定を実際に考えているよりも高く見積り、設備調整そのものに熱心ではなく、シェアに依存させる等の形で着工枠の配分ルールを設定することには強硬に反対することになる⁽²⁶⁾。

このような利害を反映して、各社の設備投資計画の合計量はしばしばいかなる需要想定をも

(21) 昭和40年の粗鋼の勧告操短に際しておきたいわゆる住金事件も、粗鋼の生産調整を行うか否かとかどの程度に全体の生産量をするかなどという問題に関する対立であるよりもシェアの分配をめぐるものであった。

立花明正〔36〕のいうように、「住金は自由競争を主張したのではなく、『当社はくり返し述べる如く粗鋼規制そのものではなく、その不公平、不当な方式に反対しているのである』というように、業界シェアの問題なのである。」(pp.19)。

他に、座談会〔48〕特にpp.28、『エコノミスト』51. 11. 30. の日向方済住金会長の発言を参照。

(22) 政府、業界の見通しが実績を大幅に下回ったことが政府のマクロの経済計画がGNP成長率を低く見積ったことと無関係だとはいえない。

(23) 需要予測に関する経営者の見方は次の発言に象徴される。

「稲山八幡社長：だいたい、いままでの政府の見方はほとんどまちがっているしね（笑）。悲観論者は需要見通しをいつも控え目に出す。

日向住金社長：需要見通しでは、いままで政府のがいちばん当らなくて、その次に業界のも当らない。現に41年度の需要は5000万トンを超えそうですが、これは当初の見通しより700万トンも多いんですよ。」（『東洋経済』41. 12. 10）。

(24) 例えば、37-38年、40-41年の粗鋼減産時の割当がそうであった。

(25) シェアの大きな企業にとって、着工枠をシェアを基準にして配分することが常に有利だとは限らないことに注意しなければならない。相対的に強気の企業にとっては、調整をしないで結果としてシェアを増大させる方が有利なのである。

(26) 設備調整の場において、すべての企業がどちらかの陣営に属しつづけたというわけではないし、その立場も多分に便宜的なものであったともいえる。（例えば、自社が高炉を建設中であれば、当面は弱気を表明するであろう。）このことをふまえた上で敢えて強気派と弱気派を分けてみれば、弱気派の代表は八幡・富士であり強気派の代表は住金であったといえる。

大幅に上回ったのであり、需要想定には大きなバラツキがあったのであり、設備投資調整不要論と強化論が共存したのであり、着工枠の長期配分ルールを決めようとする試みはことごとく失敗したのである。

Ⅱ-3. 40年度の設備投資調整の経緯

——一つの例示——

昭和40年度の設備投資調整は、調整の歴史の中で最も難航したものの一つである。通産省は設備調整の開始にあたって40年度には新規設備投資を原則としてやめた方がよいとの意向を示し一年間の休戦を提案した。これに対し川鉄をはじめ大半の企業が一年間の休戦では長すぎると主張し、企業経営者の間にはせめて半年程度にすべきであるという意見が強かった。この中で住金は和歌山3号⁽²⁷⁾の完成に続いて4月から4号高炉の建設に着手しようとしていた矢先でもあり、半年休戦案にも同意しなかった。その結果、設備調整は住金と他企業（とりわけ八幡、富士）の対立という様相を呈した。調整は7月になって鋼材の市況が低落し、粗鋼の生産調整を勧告操短の形ではじめるのに際して着落した⁽²⁸⁾。内容は、40、41年度の2年間にわたって高炉、転炉については着工を自由にするが、製品圧延機についてはいっさい新設を行わないというものであった⁽²⁹⁾。その結果、高炉の着工時期は、和歌山4号（8月）、川鉄水島1号（10月）、富士東海⁽³⁰⁾2号（41年1月）、八幡堺2号（4月）、鋼管福山2号（10月）となった。

(27) 和歌山製鉄所第3号高炉のこと。このような呼び方は通例用いられるものであり、以下でも通例に従う。

(28) 「住友金属が生産調整の方法でゆずり、八幡は設備調整で譲るという形で解決した」といわれた。『東洋経済』40. 7. 31. 生産調整の方法をめぐるいわゆる住金事件が起こるのは次の第3四半期（10～12月）である。

(29) これには例外規定があった。この休戦協定の結束については、Ⅳ-2-2参照。

(30) この時期には東海製鉄は別会社であったがその点については無視する。

Ⅲ 強制力の検討

Ⅲ-1. はじめに

本稿の分析の対象である昭和30年代半ばから40年代半ばの期間には、設備投資調整は極めて多くの産業において行われており、政府はそのほとんどの場合において何等かの形で調整に関与している。

設備投資調整は、Ⅱ-2でみたように当事者の利害が鋭しく対立するものであるから⁽³¹⁾、調整が実効を伴うものであってそれによって各企業の設備投資が大きく影響を受けるとすれば、調整の結果の実効性を担保するための強制力ないし強力な誘因が何等かの形で存在するものと考えられる⁽³²⁾。Ⅲでは、他産業の場合と比較しつつ、鉄鋼業の設備投資調整についてそのような実効性を担保する強制力ないし誘因が存在したかどうかについて検討を行う⁽³³⁾。

ここで導かれる結論は、調整の結果の実効性を担保する手段としていくつかのものが考えられるが鉄鋼業の場合にはそのどれもがほとんど強制力を持たないというものである。この結論

(31) また、今村〔11〕pp.143-4を参照。鉄鋼業のように製品差別化がほとんどない場合には利害対立が特に厳しいものとなる。

(32) また、強制力の存否は、カルテルの安定性にも重大な影響を持つ。合意事項に従わないメンバーの出現は従ったメンバーに多大の損失を与えることになるが、強制力が存在する場合にはその強さに応じてそのようなことが起こる可能性が小さくなる。

例えば、設備投資の輪番制のとり決めは、先に建設したメンバーが他のメンバーの建設を待つことなくとり決めを破棄することがないという保証がない場合には、なり立たないであろう。

(33) 設備投資調整の行われ方、それに伴う強制力および誘因のあり方は、産業によりまた時代により大きく異なっており、その経済的帰結のあり方もそれぞれ異なっているものと思われる。従って、一般的に、「設備投資調整」がどのような効果をもったかについて論じたり、個別のケースに関する一般的な結論を導くことが意味のあることだとは思われない。例えば、「産業政策、行政の歴史的評価と残された課題」（シンポジウム）『現代経済』No.20(Winter '75)、pp.66参照。

は、鉄鋼業の設備投資調整が必ずしも明確な経済的インパクトを伴ったものではないという本稿全体の結論の論拠の一つを構成するものである⁽³⁴⁾。

Ⅲを書くにあたって用いる情報は断片的なものであり、必ずしも網羅的なものであるとはいえないしまたそのようなことを目指しているわけでもなく、従って分類学を行なおうとするものではないことを予めお断わりしておく。もとより、個々のケースについて政策の有効性、妥当性について検討しようとするものではない。

Ⅲ-2. 強制力のあり方

(34) Ⅲの議論の有効性は、逆に強制力ないし強力な誘因が存在しない時にはしばしば政府の意図が実現できなかったことによって明らかである。

例えば、昭和30年の通産省の「国民車構想」は当時自動車工業に対して様々な育成政策（(1)政府系金融機関の低利資金供給、(2)補助金交付、(3)特別償却措置、(4)所要機械の輸入関税免除、(5)所要技術導入の認可）を実施していたにもかかわらず失敗しているが、この場合に政策を実現する手段として新規参入・設備投資に対する許認可権をもちあわせていなかったことが失敗の理由の1つとして重要である。（鶴田俊正〔41〕pp. 59参照）。同様に、40年代の自動車産業の再編成および外資導入（提携）においても通産省の意図は実現できなかった。（米商務省〔45〕、第2部第2章参照）。

また、昭和43年度の特定制績業構造改善実施計画においては、廃棄目標百万錘のうち、各社一律義務制による省令による処理分62万錘をのぞいた約40万錘の任意処分はほとんど行われなかった。（倉沢〔21〕pp. 39参照）。

これに対し、石油化学の設備投資調整の実効性を担保するものとして外資法をあげる点では多くの論者の見解が一致している。（例えば、小宮〔19〕pp. 315、中村秀一郎・山下甫・正村公宏〔25〕pp. 57, 123、鶴田〔41〕pp. 60など）。

以上の事例は、当事者の利害に一致しないことを為さしめる為には強制力あるいは誘因が十分に強力なものでなければならないことを示唆している。

ただし、強制力（例えば法律的権限）をもっているからといって必ずそれが行使されるとは限らない。Y. Yoshinoの言うように、「通商産業省は……違反者を罰する法律権限をもっている場合でも、きわめて稀にしか公式の行動をとらなかった」（Yoshino〔47〕pp. 196）。

また、強制力があるとしても、それによって所期の目的が達成できるとは限らない。I-1および注3の文献を参照。

Ⅲ-2-1. 分類

設備投資調整に対する政府の関与の仕方には様々なものがあるが、形のうえからは次のような分類が可能であろう⁽³⁵⁾。

- i) 個別業法によるもの
- ii) 一般法によるもの（代表例は外資法を用いた技術導入の許認可権によるもの）
- iii) 政府の勧告指導によるもの
- iv) 公的機関の調整によるもの（産構審産業資金部会、産構審鉄鋼部会など）
- v) 官民協調懇談会によるもの（石油化学、合成繊維など）

これらのうち、iii～v)については調整あるいは政府の関与の実効性を担保するものが存在するかどうかは改めて問題になる。

Ⅲ-2-2. 個別業法によるもの

個別業法によるものは関与の仕方によって3つに分類される。

(イ) 政府による個別審査

(イ)は事業の許可を含め投資を規制するものであり、石油業法、電気事業法、ガス事業法、銀行法、証券取引法などがあげられる⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾。

(ロ) 投資基準の設定

(ロ)は法律自体に新規投資の基準を明記し定めるものである。例えば、繊維工業設備等臨時措置法（繊維新法）は、第3条で精紡機または幅出機は繊維工業台帳に登録されたものでなければ設置することができないとし、第7条では使用停止した機に代える場合および使用の認められているものに代わる場合についてのみ新たに登録しうるものとしている。

(リ) 政府による指示

(35) Ⅲ-2では特にこだわらない限り昭和40年代半ばを念頭に置いている。

(36) 例えば、根岸哲〔27〕を参照。

(37) この場合にも政府が直接許認可権を行使するとは限らない。例えば、石油精製業の場合には形の上では石油審議会で行なわれる。（例えば、『日本経済新聞』44. 11. 6）。また、銀行の場合に局長通達という形の指導で行なわれることについては、座談会〔48〕pp. 26を参照。

(ハ)は法律により政府が投資に関連した命令を発する権限を付与されているものである。例えば、中小企業団体法においては、商工組合の行う安定事業に対して組合員以外の者が事態の克服を阻害していると認める場合に、主務大臣の規制命令権限を定めるとともに同命令の有効期間中設備の新設の制限または禁止を命ずることができるものとされている。

Ⅲ-2-3. 一般法によるもの

一般法によるものの代表例は、外資法による技術導入の許認可権によるものである。海外技術への依存度の高い我が国においては、新規設備の新增設に際して外資法に基づく技術導入の認可を要する場合が多く、特に大型設備については新增設各備の規模、稼働時期等については、各個の政策判断から条件が付加されることが多い。代表例としては石油化学があげられる⁽³⁸⁾。ただし、技術導入の自由化措置により、昭和40年代に入ると範囲は次第に縮小された。

Ⅲ-2-4. iii) ~v) によるもの

iii) ~v) は形式は異なるが、政府の関与の形式による分類であって、それが常に強制力を伴っているとは限らない。

iii) は、政府が一般的な行政の一環として具体的業種の投資について基準を示したり指導を行うものである⁽³⁹⁾。

iv) は、審議会を設置し、これに各方面からの参加を得て調整を行うものである。法律的には審議会の結論は行政府の行為として具体化するものであるが、第三者等の意見が反映される等 iii) とは実体面でも異なり得るところがある⁽⁴⁰⁾。

(38) 例えば、石油化学樹脂の中でも最も重要なものの一つである高圧ポリエチレンの製造技術は昭和30年代においてはすべて導入技術であり外資法による認可の対象であった。中村・山下・正村〔25〕pp.167~を参照。

(39) 例えば、省議に基づくアンモニア工業の設備調整があげられる(昭和43年)。伊藤敬一〔14〕。

(40) 各種審議会の構成及びその性格については小宮〔19〕pp.296-7, pp.311-2を参照のこと。

投資に関する調整を行うものとしては、産構審産業資金部会がある⁽⁴¹⁾。ただし、産業資金部会でとり上げられる業種の多くは、他に協調懇談会などの形で投資調整の場が設けられており⁽⁴²⁾、産業資金部会はそれを追認する形をとっている。

v) は、特振法案の趣旨を体し、官・民・第三者による討議の場として、通産省が業種別に設置したものであり、石油化学、合成繊維等について置かれている⁽⁴³⁾。協調懇においては、設備調整が主たる問題としてとり上げられており、ここで合意をみた基準に従った調整が行われている。

iii) ~v) の調整が有効なものであるためには、その実効性を担保するため手段が存在しなければならぬ⁽⁴⁴⁾⁽⁴⁵⁾⁽⁴⁶⁾。

(41) 産業資金部会は、全体の投資規模の調整、分野別資金配分の適正化等を目的としているが、ここで審議されている15業種については個々の業種の中での調整も全体の調整と連携しつつ行われている。

(42) II-1で述べたように、41年の答申に基づいて、鉄鋼業については鉄鋼部会が設けられている。

(43) 名称を異にするが同趣旨の会合が塩ビ管、塩ビ波板について置かれている。

(44) 例えば、石油化学協調懇談会と外資法及び開銀融資の関係、石油審議会と石油業法との関係など。

(45) 強制力を持たない場合に審議会方式による調整の実効性が限られたものであることは、貿易自由化によって輸入割当制という強制力を失った通産省の考え出した特振法に対する大蔵省、都市銀行の反対をみれば明らかである。

「大蔵省は協調方式によって必要以上に介入せざるを得なくなるという立場から反対し、また大蔵省の指導を受けている金融機関は通商産業省の産業政策によって、その独立と自由が失われることになるとの理由で反対した」(Yoshino〔47〕pp.204)。

審議会方式による調整が実効性を伴うものであれば、このような法案が提出されることはなかったであろうし、このような強い反対も出なかったであろう。

特振法の協調方式に対する次のような産業界側からの反論は、審議会方式による調整の性格と限界を象徴的に示しているように思われる。

「官庁は非権力的に参加するのだといわれているが、一体そのような参加が実際問題として可能かどうか。完全に非権力的に参加と見えようとも、結局、官庁の決定に従うということであり、本質的には官庁統制的な決定とほとんど異なる。したがって、そのとりまとめには、官庁統制に随伴する弊害と同じような弊害

Ⅲ-3. 強制力について——鉄鋼業の場合

設備投資調整の結果を実効あるものにするための強制力が鉄鋼業の場合に存在したかどうかを検討してみよう⁽⁴⁷⁾。

i) の個別業法は鉄鋼業には存在しなかったし⁽⁴⁸⁾、ii) の外資法等の一般法がわれわれの分析の対象とする期間に鉄鋼業の技術導入等に強く影響し得るものであったとは考えられない。

鉄鋼業の場合に強制力ないし強力な誘因として機能し得ると考えられるのは (イ) 開銀等の政府系金融機関の低利資金供給と (ロ) 原材料（特

が起りやすい。」(古藤利久三〔5〕pp.116)。

(46) 政府等による指導の実効性に関する発言が必ずしも額面通り受け入れられないことを示す例として次のようなことがある。

かつて、重電機メーカー A が家電に進出しようとした時に日銀が反対し、日銀の都銀に対する指導のため A は借入れができなかったということ A の担当者から聞いたことがあるが、この発言に対する他の全国銀行の担当者のコメントは次のようなものであった。

そのようなことは事実としてなかったし、またあり得ないことである。日銀はそのような業種別、企業別のガイダンスを与えられるほど知っていない。しかしながら、都市銀行が融資拒否の口実に日銀の指導の存在を使うことはあり得る。

また、日銀の反対のもとで都市銀行の融資を獲得し設備投資をした例としては、川崎製鉄千葉製鉄所があげられる。

(47) 強制力は必ずしもその設備投資に直接の関係を持つものではないかもしれない。例えば、昭和40年の石油精製業の生産割当に関する行政指導に出光が従うことを拒否した事件（出光事件と呼ばれる）では、出光が指導に最終的には従ったのは、米ガルフ・オイル社からの四千万ドルの借款、出光石油化学の第2ナフサ分解装置建設など通産省の認可を要するものが控えていることによるといわれる。（川崎博太郎〔16〕pp.54参照。）

(48) 大手鉄鋼会社首脳の中で設備投資調整に最も熱心であった永野重雄富士製鉄社長（当時）は、昭和41年3月に「鉄鋼業法」を提唱して次のように述べている。
「業界の設備投資競争を抑えるためには、現行のカルテルや行政指導による自主調整ではムリがあり、国民の総意に基づく法律などの裏付けが必要だ」（『朝日新聞』41、3、30）。

鉄鋼業の設備投資調整が強制力によってその実効性が担保されたものではないことをこの発言は端的に示している。

に原料炭)の輸入割当の2つであり、以下の検討の対象もこの2つに限定される⁽⁴⁹⁾。

Ⅲ-3-1. 開銀等の融資

開銀等の政府系金融機関の低利資金の供給は、受け取る企業にとっては、一種の補助金であると同時に、それが呼び水となって都市銀行の協調融資が得やすくなることを意味する⁽⁵⁰⁾。

開銀設立当初は、鉄鋼は石炭、電力、海運と並んで四重点産業の一つとして重要な融資対象であった⁽⁵¹⁾が、融資対象としての鉄鋼業の比重は昭和32年頃から減少した⁽⁵²⁾。従って、われわれの分析の対象期間に関する限り、開銀の融資が鉄鋼業の設備投資調整の実効性を担保し得るものであったとは考えられない。

開銀は国内資金の貸付だけでなく、民間の企業が世界銀行から外貨借款を行う場合の借入人となってこれを国内企業に転貸するという役割も果している。鉄鋼業は世銀借款の最も積極的な利用者の一つである⁽⁵³⁾が、これが調整の実

(49) その他に考え得るものとしては、租税特別措置などの税制上の優遇措置と鉄鋼部会の大蔵大臣のとりきめがあるが以下の理由によって検討の対象から外した。

租税特別措置などの税制上の優遇措置は、産業間の設備投資の配分に大きな影響を与えるものであるとしても同一産業内の個別企業間の投資の配分に影響を与える形で裁量的に行使し得るものであるとは考えられない。従って、鉄鋼業がこの措置の恩恵を最も強く受けた産業であるとしても、これが調整の実効性を担保する強制力を構成するとは考えられない（この措置については、例えば小宮〔19〕第3章を参照。）

大臣裁定をとりあげない理由は以下の3点である。第1に、これが法律ではなくその実効性にそもそも問題があり、第2に、調整がつかず事実上野放しになったと言われる場合にも大臣裁定にもちこまれたことはなく実際に行使できるものであるかどうか疑問がある。さらに第3に、44年には通産省が大臣裁定のとり扱いについて検討をはじめ（『日本経済新聞』44.11.18）45年にはなくなってしまい（『東洋経済』45.10.17）実際の存続期間も短かった。

(50) 例えば、鶴田〔41〕pp.62を参照。

この点は、新しい産業の新規参入企業にとって特に重要である（例えば石油化学）。

(51) 鶴田俊正〔40〕pp.50。

(52) 福川伸次〔4〕を参照。また、日経調〔29〕pp.146。

(53) 日経調〔29〕pp.147。

効性を担保し得るものであったとは思われない。第1に鉄鋼業については、借款が多かったのは昭和35年までで以後は利用困難になったのであり⁽⁵⁴⁾、第2に、35年以前についても主な利用者としては川鉄、住金という政府の指導に必ずしも協力的でなかった企業の比重が圧倒的に高いのである⁽⁵⁵⁾。

開銀等の政府系金融機関の行動を通して⁽⁵⁶⁾、鉄鋼業の設備投資調整の実効性が担保されていたとは考えられない。

Ⅲ-3-2. 原料炭の割当

一般的な貿易自由化の流れの中で、国内の石炭対策との関係で石炭の輸入は自由化されなかった。昭和40年の住金事件に際して、通産省が生産指示通りに原料炭を割当る⁽⁵⁷⁾ことによって指示に従わせようとしたことによってこの権限の存在は極めて印象深いものとなっている。しかしながら、生産調整のための強制力としても疑問があり、設備投資調整のための強制力としての機能はほとんど期待できないように思われる。

第1に、住金事件に際して出された次官声名に対しても石炭についての外貨割当権限の乱用ではないかという形での強い批判があったのであり、また、指導に従わなかった企業に指示量しか割当てなかったのであり、それ以下に削減しようというのではなく通産省のもつ裁量権の範囲は限られたものであった⁽⁵⁸⁾。

(54) 田中洋之助〔37〕pp. 134。

(55) 田中〔37〕第7章

(56) 開銀以外の政府系金融機関が分析の対象期間に鉄鋼企業の資金調達に影響を与えたとは思われない。

(57) 正確には、輸入外貨の割当てであって配給統制ではない(根拠は輸入貿易管理令の9条)。座談会〔48〕pp. 38参照。

(58) 住金事件は住金が減産体制に復帰するという形で終了するが、このことを「原料炭割当を減産計画通りに行なうことによって、減産指導に従わせた」(根岸哲〔28〕pp. 146)と説明するのも不可能ではないが、他にもいろいろな説明が可能のように思われる。一般に、このような形の介入の効果を識別することは容易ではないが、住金事件の場合には、鉄鋼の市況が一層悪く

第2に、設備投資調整は毎年なかなか調整が、つかなかったが調整に結着をつけるために原料炭の割当が話題にのぼったことはない⁽⁵⁹⁾。

このように、そもそも原料炭の割当は生産調整のための強制力としても利用可能性および有効性について著しく限界のあるものであり、設備投資調整のための強制力としての機能はほとんど期待できない。

Ⅲ-4. まとめ

設備投資調整の結果の実効性を担保するための強制力ないし強力な誘因の存否を鉄鋼業について検討して得た結論は、そのようなものとしては少なくとも強力なものがあつたとは思われないというものである⁽⁶⁰⁾。この結論は、鉄鋼業の設備投資調整が必ずしも明確な経済的インパクトを伴ったものではないという本稿全体の結論の論拠の一つを構成するものである。

Ⅳ 設備投資調整の経緯の検討

Ⅳ-1. 通商産業省の果たした役割

『通商産業省20年史』は鉄鋼業の設備投資調整に関して次のように説明している。

なつたことも有力な理由と考えられる(座談会〔48〕pp. 30、立花〔36〕など)。他に、川崎〔16〕、『エコノミスト』51.11.30. pp. 78-85の日向方青住金会長の発言を参照。

(59) II-3でふれた40年の調整が難航しているのを見て通産省は「あくまで一本化を図る意向だが住金がそれでも強行するというなら産業資金部会で“不適當”のラク印を押し、全銀協にも住金の融資に応じないように申し入れる」と強硬であつたと伝えられる(『東洋経済』40. 4. 17)。III-2でみたように産業資金部会を通す指導の実効性には大きな疑問があり、原料炭の割当がもし強制力として利用可能であり実効のあるものであればそれを利用したはずである。

(60) 永野富士製鉄社長は、『東洋経済』(43. 6. 22)のインタビューに答えて次のようにのべている。

「要するに自主調整というものは、実際にはいづくしてなかなかできない」。

「従来でも八幡・富士には“こうせい”とかいう力はありませんよ。住金がやろうというのをつくってはいかんという権限はなにもない。政府にも法的権限がないし、統制経済じゃないからね。」

「……高炉一貫メーカーを対象とする三十四年から始まった設備投資調整は、通産省が長期需給見通しおよび適正稼働率を勘案して着工量について指導を行ない、第一次的には業界の自主調整を期待し、これが難航した場合、各社別に行政指導を行なう形式がとられた」⁽⁶¹⁾。

引用した説明は、もし通産省の設備投資調整に対する関与が顕著なインパクトを与え得るものである場合にとり得る典型的な形式を示しているように思われる⁽⁶²⁾。従って、『20年史』の説明が実際に生じたことの説明として有効でないとするれば、それは通産省の関与がさほど顕著なインパクトを与えなかったことを意味することになる。

次にみるように長期需給見通しは下方にはずれつづけたし、適正稼働率という概念について各企業が受け入れたわけではない⁽⁶³⁾。結果として通産省が設定した枠組が受け入れられたわけではないことについては昭和40年度を例にとってⅡ-3でのべた通りである。Ⅲでのべたように通産省はこれとって強制する力を持っていたわけではなく、各企業の話し合いがまとまらない時には結局すべてを認める⁽⁶⁴⁾ことになったのである。

次の第1表は、昭和35年度から41年度までの各年度の設備投資調整に使用された目標数値（予測値）と実績値とを表にしたものである。

第1表から、着工量を定めるうえで特に重要

第1表 各年度ごとの設備調整に使用された目標値
(昭和36~41年度粗鋼生産、単位100万トン)

	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
35	20.0		21.5 (20.5*)			26.0					38.0
36		26.5	29.5	32.5	35.3	38.0					48.0
37			31.4		36.5	39.0					
38				29.0		36.4		43.1			
39					36.0	38.5		44.5			
40						43.0	45.4	47.7	50.0		
41							43.6		51.9		60.0
実績	23.2	29.4	27.3	34.1	40.5	41.3	51.9	63.8	69.0	87.6	92.4

出所：35年度の計画及び42年度以降の実績を除いて、川崎勉〔17〕pp. 604 第5-26表。
35年度の計画は川崎〔17〕pp. 600。*は通産省案。

(61) 通産省〔43〕pp. 47。以下では単に『20年史』と略記する。

(62) 例えば中村隆英〔26〕は個別企業の行動に対して「行政指導」が介入した事例として鉄鋼業の設備投資調整をとりあげて『20年史』の説明を引用している。pp. 60。

(63) 例えば、昭和40年度の調整では、転炉比率、高炉の出鉄能力の評価、高炉の改修・休止・操業開始時の低操業などをも細かく計算に入れた現存設備及び既承認設備の供給能力の評価をめぐって激しいやりとりが展開された。『東洋経済』40.4.17参照。

(64) 「認める」といっても拒否権を持っているわけではなく、認めざるを得ないという意味である。

(65) 例えば35年度着工分を決めるにあたっては37年度の子測値が問題にされた。

視された2年後の子測値に対する実績値の比率を表にしたのが第2表である⁽⁶⁵⁾。

第2表 年度毎の計画の2年後の子測値に対する実績値の比率

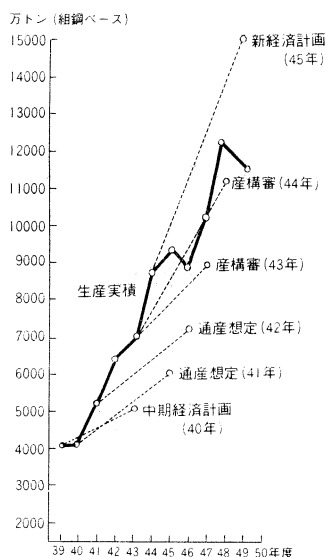
年度	35	36	37	38	39	40	41
比率	1.27 (1.33*)	1.05	1.11	1.14	1.26	1.34	1.33

注．例えば35年度の1.27というのは、35年度の調整に用いられた予測の37年度の子測生産量を実績は27%上回ったことを示している($\frac{27.3}{21.5}=1.27$)。

*は通産省案の子測値を分母にとった値。

第2表にみられる傾向は40年代になってもかわっていない。第1図は昭和40年から45年の間に作成された見通しと実績の関係を図示したものである。

第1図 昭和40年度から45年度までの予測と40年代の実績の関係



出所：『東洋経済』45.11.21. pp.67 の図にその後の生産実績を加筆

不況下に策定された38年度及び41年度の調整のための計画を例外として、ほとんど毎年長期需要想定は上方へ修正され続けてきたが、それでも40年代半ばまでは実績はそれ以前につくられたいかなる計画の数字をもほとんど常にうわまわっていた。とくに調整の場で重視された2年後の予測値は実績値を大幅に下回りつづけたのである⁽⁶⁶⁾。

長期需要想定にもとづいた着工枠がⅣ-2でみられるように守られなかったからこそ想定を

(66) 成長率の想定が下方に修正されたことはないから、2年後以降についてもこの関係はあてはまる。

大幅に上回る需要の伸びに供給が対応できたのである⁽⁶⁷⁾。

『20年史』の説明が説明として有効なものとは思われないし、設備投資調整に関与することを通して通産省がこの産業の設備投資に大きなインパクトを与えたと主張するには無理があるように思われる。このことは、Ⅳ-2の年度毎の調整の検討で一層明らかになるであろう。

Ⅳ-2. 年度毎の設備投資調整の経緯

設備投資調整によって各企業の設備投資が大きな影響を受けたかどうかを年度毎の調整の内容に即して検討するのがⅣ-2の目的である。ここでは検討の対象をシェアを決定する基となる高炉の建設に限定する。

Ⅳ-2-1. 昭和41年度以前の調整

昭和35年度から41年度までを前半と呼ぶとすると、前半で意見が対立し調整がながびいたのは35年度と40年度であった。

35年度の調整は、37年度の粗鋼生産を2046万トン（通産案）ないし2152万トン（鉄鋼連盟案）と想定し、それに設備能力を合わせるという枠を守って、八幡・富士・神戸の3基を年度内に着工することを認め、川鉄の千葉4号を翌年度にまわすことによって落ち着いた⁽⁶⁸⁾。しかしながら、35年度の生産が予想を大きく上回ったことによって長期の見通しが大幅に修正され⁽⁶⁹⁾12月になって川鉄・鋼管・日新製鋼に高炉の年度内着工を認めた。かくして、難航した35年度の調整は、多少の着工時期のズレを生じさせたとしても高炉建設を希望した企業の着工を結局すべて認めたのと同じ結果になっている⁽⁷⁰⁾。

(67) 長期需要想定性格についてはⅡ-2を参照。

(68) 当初通産省の示した原案では高炉着工枠は2基であった。川崎〔17〕pp.600。

(69) 通産省の35年度生産見通しは1960万トンであった（川崎〔17〕pp.601）。実績は2367万トン。

(70) 「認めた」という表現の内容については先の注64を参照のこと。

36年度には高炉については調整の必要なしとされ、37年度には着工希望はなかった⁽⁷¹⁾。

37年の不況に際し、いくつかの企業が将来の需要の伸びに関して弱気を表明し、同時に進行中の工事を中止したり着工を延期したりした⁽⁷²⁾。

各企業が進行中の設備の完成を延期しているさなかむかえた38年度の調整では、住金が和歌山3号の10月着工を希望した。この時には、調整の結果翌年度にまわされることになった。

39年度には調整の焦点は鋼管福山の圧延設備であって、申請のあった5基の高炉（八幡・富士のものは含まれていない）については問題にされなかった。

40年度および41年度については、Ⅱ-3でふれたとおり多少時期がズレただけで調整によって各社の高炉建設が大きな影響を受けたということはない⁽⁷³⁾。

Ⅳ-2-2. 昭和42年度以降の調整

(71) 総合政策研究会(33)は、「三十七年度のわが国の鉄鋼業の設備投資は、資金調達の問題と、収支の圧迫という事情のもとではあったが、まがりなりにもいちおう自主調整の形をとることができた。それが完き意味の自主調整とはいえないものであったにしても、過去幾度かの失敗に比べれば、わずかながらの前進であり……」(pp. 222)とのべている。このことは、次の2点を示唆している。

第1に、強制力が存在しない場合に調整がつくのは高炉のような大きな設備が対象にならず利害対立がさほど激しくない場合に限られること。第2に、上述の35年度の調整は失敗であったこと。

(72) 八幡と富士がその典型である。八幡は堺1号の着工を延期し、富士は東海1号の建設を中断した。

第3表 37年不況による各社高炉繰延べ一覧表

社名	高炉	工事計画	完成繰延べ(稼働実績)
八幡	堺 1号	37.4→39.3	40上 (40.6)
	2号	38.10→40.9	延期 (42.7)
	君津 1号	40.4→42.4	延期 (44.1)
富士	東海 1号	36.4→38.9	40.3 (39.9)
鋼管	水江 1号	36.4→37.9	延期 (37.11)
	福山 1号	→40.3	延期 (41.9)
川鉄	千葉 5号	37.10→39.3	延期 (40.3)

昭和40年代にはいると、高炉の着工順位に関するルールらしきものが生まれてくると同時に各社の高炉建設のテンポが似かよってくる。そして46年度の調整になって、ルールが一部明示されるに至るのである。

設備投資調整の歴史の上で設備投資の着工枠の長期的な配分ルールを作成しようという動きは何度もあったが、厳密な形で成立したことはない⁽⁷⁴⁾。

出所：川崎(17) pp. 606. 第5-28表(b)。元来は河野力・大野豊彦『鉄鋼』pp. 202から川崎により抜粋されたもの。

(73) 後で確認するように、着工枠の長期配分ルールの設定には失敗したのであるから、調整はほとんどの場合、当該年度内に着工する高炉に関して行なわれた。このような場合には、先着順が尊重されることになる。各企業の着工希望時期が4月に集中するのはこのためであり(先の第3表参照)、また年度内着工に固執するケースが多いのは他企業の年度内着工に対する牽制と同時に例え延期されても次年度着工のための優先権を確保しようとするためである。また、そもそもⅡ-2でのべたように調整の場がかけひきの場であるため、各企業が実際の希望よりも早く出すのは合理的なことである。従って、調整の結果数ヶ月間着工が計画よりも遅くなったとしても、それをもって調整の結果設備投資が全体として抑制されたと結論づけるのは早計にすぎると思われる。

『20年史』は、「三十五年以降において高炉は一八基完成しているがうち八基は調整により会社の当初計画よりも遅れて完成している。それにもかかわらず三十七年～三十八年、四十～四十一年に粗鋼生産調整が実施されており、もし投資調整が行なわれなかったならば供給力は大幅に増加し、鉄鋼の需給はさらに混乱していたものと思われる」(pp. 49)と調整の成果について述べているが妥当だとは思われない。上述のような計画の性格に加えて、不況によっても延期したのであり(注72参照)、また引用の後半の記述は正当ではない(V-4-2参照)。

(74) 少なくとも当初においては設備調整は長期的な配分ルールの設定を目指すものと考えられていたように思われる。例えば小島精一(18)は次のように述べている(pp. 42)。

「いうまでもなく、この自主調整とはドイツ流のカルテル統制のことで、民間鉄鋼業者が政府の干渉を受けずに、自分達だけの話し合いで、自分達の長期建設計画を相互に調整し合って、全体としての拡充計画を合理化しようとするやり方である。」

また、総合政策研究会(33)は、三十七年度の調整を「本格的調整への萌芽」として評価したうえで、「本格的な調整とは、長期計画自体の調整であり、一部には共同投資形態をも含めた、各社一貫工場計画の選択、

第1回目の調整である35年度には、当初長期間の設備投資順位を決めるルールをつくるための話し合いが行われたが、稲山自主調整懇談会座長の試案に対して川鉄が反対し調整がつかず、35年度計画についてだけ話し合うことになった。

着工枠の長期的な配分ルールを作成しようという動きは40年度の設備調整に先立って再燃したが、八幡のシェア論に川鉄・住金が反対し調整がつかなかった⁽⁷⁵⁾(76)。

42年度の調整は、41年11月の産構審鉄鋼基本問題小委員会の答申案に基づいて合理的な調整基準を策定しようという議論からはじまった。しかし、八幡・富士・鋼管と住金・川鉄が基準に関して対立し、42年度着工分についても調整がつかぬまま産構審の中立委員に幹旋案を依頼し、調整基準については結論を出さないで、大手5社が1基づつ着工することで収拾した⁽⁷⁷⁾。

43年度には、八幡が君津1号の43年末の完成を待たず2号の建設を4月からはじめると主張

し、それに住金が和歌山5号の完成に続いて44年4月に着工を計画していた鹿島1号の着工時期を43年10月にすると主張して対抗したことにより、着工ルールをめぐる議論が起きた。それまでは一本の高炉の建設中に次の高炉の建設に着手すること（並行着工という）は企業採算のうえからタブーと考えられていたし、また設備投資調整開始以来前例がなかった。このため、高炉の並行着工を認めないということ、消極的なものではあったが高炉の着工枠の配分ルールとして各企業が暗黙のうちに受入れるに至っていた。結局、君津2号を八幡の東田地区の3・4・5・6号の廃棄を条件として認め、住金には鹿島1号を認めぬかわりに建てかえが必要と考えられていた小倉の小型の2号高炉のリプレースとして小倉に大型高炉の建設を認めることによって着工し、高炉の並行着工を認めないという従来慣行を改めて確認することになった。同時に、リプレースのルールを検討し、新設備の能力増が20%以内（ただし500立米が限度）であればリプレースとして新規設備投資と別扱いとすることが決められた。このようなルールが決められたのははじめてのことである⁽⁷⁸⁾。

44年度の調整では、年度内着工分5基に加えて次年度以降の2基を認めた⁽⁷⁹⁾。この時のように長期的な観点から次年度以降の分を追加的に認めるということは従来なかったことである⁽⁸⁰⁾(81)。

44年度の粗鋼生産は当初予想を大幅に上回り、新経済社会発展計画が50年度の粗鋼生産を

もしくは建設順位の調整であろう(pp. 222)。」と説明している。

(75) 40年度の調整の経緯についてはII-3でのべたとおりである。この時製品圧延機については2年間の設備休戦協定ができたが、41年度にはいと例外規定にもとづいた着工希望が続々提出されたことにより実効を失ない調整の結果11月にご破算にされた。

(76) 形の上では、各社が様々な配分ルールを提案しそれらについて話し合うという形をとることになる。しかしながら、調整の性格はII-2でのべたようなものであり、強気の企業は調整そのものに必ずしも賛成ではなく、長期的な配分ルールの策定には消極的であった。ルールの策定に最も熱心であったのが八幡、富士であるのは自然なことである。

(77) 42年度の調整結果について調整の当事者の一人（富士専務）徳永久次(39)は次のように述べている。(pp. 58)。

「四二年度の鉄鋼設備調整は、約半年間の審議の結果、高炉、圧延設備とも、実質的に各社の計画を全部認めるという線で着工した。これは四〇年、四一年に行なわれた自主調整とほとんど同じ結果であり、当業者だけの自主調整が、国民経済の見地から望ましい形で行なわれることがいかにむずかしいかわかる。」

また、42年度の調整結果の評価については丸山泰男(22) pp. 172-3を参照。

(78) 『東洋経済』43. 7. 27.

(79) この7基で産構審の48年度の粗鋼需要見通し11,160万トンを生産できると考えられた。(実績は12,002万トン。)

(80) 合併前の新日鉄に44年度分として2基を認め45年度分として大分2号を認めた。

(81) 従来着工時期のみを調整の対象としていたが、この時から完工時期が対象になり着工時期はその18ヵ月以降とされた。

15000万～17000万トンと想定しそれが受け入れられていくという情勢に対応して、45年度になると川鉄水島4号、住金鹿島2号の建設が計画された。45年になると春から鋼材市況が低落しはじめることになり、将来需要の見通しをめぐって対立が生じた。50年度の粗鋼生産見通しについて、すでに44年度調整で着工枠を確保している新日鉄⁽⁸²⁾が弱気派を代表し、これに強気派として鹿島1号の完成に続いて46年2月から2号の建設を計画する住金に対立した。この時の調整は46年度にもつれこみ、6月になって落着いた⁽⁸³⁾。

46年度の調整は、46・47年度着工分として、45年度に新規に調整の対象となっていた水島4号と鹿島2号に新たに新日鉄君津4号と鋼管福山5号の2基を加えた4基の新設を認めるものであった。

これらの高炉の新設には次のような条件が義務づけられた。

新設高炉の火入れと同時に各社の既存2500立米級高炉を一定期間休廃止しなければならない。休止炉の再稼働の時期については① 49年5月以前は休止 ② 49年6月～50年3月の期間は通産省が需給状況を判断して再稼働する時期を指示する ③ 50年3月以降は自由、というルールに従うものとする⁽⁸⁴⁾。

高炉の新規着工が次に認められるのは49年度の調整においてである。

IV-2-3. まとめと評価

着工枠の長期的な配分ルールの設定は何度かの試みにもかかわらず一度も成功しなかった。しかしながら、40年代には調整が定着していきその結果着工枠の割当ルールらしきものが次第

に生まれ各企業に受け入れられていった。調整がより長期間の需給関係を考慮しながら行われるようになったことも調整が定着したことの現われと考えられる。

30年代には強気派の見通しの方が相対的に実績に近かったが、このことの結果として弱気派が見通しを修正するに至った。40年代初頭には各社の需要見通しに大きなバラツキがなくなり、各社が調整の結果高炉を2年に1本ずつ建設するという事態が生じた。このことが、協調体制が時間の経過につれて定着したこととともに、調整の定着とルールの発生を容易にしたものと思われる。

各社の建設テンポが似てくること、並行着工を認めないルールが定着し確認されたりリプレースのルールが決まったこと、46年度のように新設に伴う休止ルールが決められたりする動き、調整が次第に長期的な考慮に立つて行われるようになったことなどは、企業の行動を一定の枠の中に入れることによって、調整が各企業の計画立案から設備投資にいたる過程全般にわたって多少の影響を与えたと考えさせる⁽⁸⁵⁾。

また、例えば46年度の休止ルールにみられるように、設備調整が一層強く生産調整との関係を意識して行われるようになり、産業の協調体制の一環としての機能を一層よく果すようになったと考えられる⁽⁸⁶⁾。

30年代の調整が川鉄なり住金なりの高炉建設

⁽⁸⁵⁾ このように述べたからといって、調整がなかった時に比べて各企業の設備投資のパターンが大きく異っていたと主張するものではない。見通しが似て来れば各企業の設備投資行動が似てくることはII-2で述べた調整の性格から導かれることである。

⁽⁸⁶⁾ このことが新日鉄の誕生と無関係だとは思われない。また、もともと、設備投資調整は協調体制の一環であって、その目的が生産調整を容易にすることと無関係であるとは考えられない。藤本川鉄社長の次の発言は象徴的である。

「設備投資が野放しになると、会社の内容が悪くなるし、生産調整もむずかしくなる。それがこわい。」
 (『東洋経済』43.7.13)。

また丸山(22) pp.173-4を参照。

⁽⁸²⁾ 大分2号とリプレースとして戸畑4号。

⁽⁸³⁾ この時の50年度の見通しは、新日鉄の13,000万トンに対し住金は16,500万トンであった。あっせん案のもとの通産省案は15,500～14,500万トン。『東洋経済』46.6.19。

⁽⁸⁴⁾ 『東洋経済』46.6.19。

を多少遅らせることによってシェア変動を多少抑制したとすれば、同様のことは40年代の調整についても一層よくあてはまる。しかしながら、この点を余り強調することはできない。例えば、46年度の調整で認められた高炉は君津4号を除いて48年度中に完成しているのに対して、新日鉄は君津4号と44年の調整で認められた大分2号の着工を48年度まで延期している(87)。このように、設備調整の結果は各社の見通しを反映した修正を受けて実際の設備投資となっているのであって、各社のシェア変動を弱める方向に働く調整の力を多少は相殺しているものと思われる。

設備投資調整が全体の着工枠をめぐって対立した時にも強気派の希望を抑えこむという形で結論を出したことがあったとは思われず、従って、全体の設備投資量が調整によって大きく影響を受けたとは考えられない。昭和30年代には結局すべて野放しであった(88)。40年代には各

社は大体において高炉を2年に1本のペースで建設しているが、これは並行着工をしない限り大体常に高炉の建設工事をしていることを意味している。並行着工を認めないことを確認したところをみれば、このことは各企業はほぼ希望通りのテンポで高炉を建設したことを意味するものと思われる(89)(90)

Ⅳ-3. まとめ

Ⅲの議論を念頭に置いたⅣの検討の内容は次のように要約できる。

① 鉄鋼業の設備投資調整に対する通産省の関与は、それを通して個別企業の設備投資行動に大きな影響を与え得るものではないし、実際に影響があったとは考えられない。通産省の関与は主に調整が結論に達するのを容易にするという役割を果たす結果になったものと思われる(91)。

② 着工枠の長期配分ルールを設定して調整を行おうとする試みに関して全企業の合意が得られたことはなかった。時間の経過とともに生まれてきたルールも、強い形で個別企業の投資行動に影響を与え得るものではなかった。

と考える方が妥当なのであり、割当の総枠は各企業の着工希望の総量を大きく下回ることにはなかったと考えるのが妥当だと思われる。

また、設備投資が直接規制の対象となっていた30年代半ばまではシェアは安定していたのである。例えば今井賢一〔9〕pp. 138の図4-4を参照。

(89) 46年度の調整で未着工の枠をもっている新日鉄に枠を与えて他企業の高炉建設を認めたことは、強気派の見通しが大勢を決し、それを次第に定着してきた割当ルールに従って配分した結果であると思われる。

(90) 調整が全体の投資量に影響を与えたとすれば、調整に長時間を要したこともあって全体の設備能力の増加の仕方を多少不連続にしたことであろうが、それもさほど重大な問題を発生させたとは思われない。

(91) 通産省の「指導」あるいは「勧告」という形式をとることおよび昭和41年11月に設備投資調整と独禁法の関係について公取委との間に「覚え書」(例えば、今井〔9〕pp. 141-2を参照)を交すことによって、調整に対する独禁法の適用を著しく困難にしたことが、通産省の調整に対する関与の最も実質的な影響であるという評価も可能のように思われる。

(87) 大分2号の火入れは51年秋であって、49年度に着工を認められた住金鹿島3号より遅れたのである。

(88) 30年代の調整が結局着工希望すべてを認めたことになったことはⅣ-2-1でみた通りであるが、30年代の調整が個々の企業にとってさほど制約とならなかったことは次のことから確認できる。

第4表 大手6社の粗鋼生産シェアの推移(%)

	35	36	37	38	39	40	41	42
八幡	22.5	21.4	20.6	19.3	19.1	18.8	18.8	18.6
富士	15.9	16.5	16.3	16.2	16.4	17.4	17.2	17.0
鋼管	10.1	11.1	10.8	9.9	10.9	10.3	11.0	11.4
川鉄	8.9	9.3	8.7	9.6	10.6	10.5	10.8	11.5
住金	5.8	6.3	7.7	8.8	9.7	10.1	10.6	11.6
神戸	6.4	6.5	6.7	6.5	5.9	5.9	5.5	5.4
6社計	69.7	71.0	70.9	70.3	72.6	73.0	73.8	75.5

出所：上野裕也・武藤博道〔44〕pp. 136第4表。

第4表は大手6社の粗鋼生産シェアの推移を示しているが、相当激しい変動がみられる。42年度の生産は35年度の2.75倍になっているから、42年度の生産の相当大きな部分はその期間中に完成した設備で行なわれていることになり、シェアの変動は設備投資量を反映していることになる。

着工枠の割当が行われてこのようなシェア変動が結果として生じているとすれば、それはシェアの低下した企業が設備投資にさほど熱心ではなかったことによ

③ 従って一貫して調整の場は調整の存続、形式に関する議論を含めて各企業の利害を衝突させる場でありつづけ、その結果が各企業の設備投資行動に大きな影響を与えたとは考えられない。

④ 設備投資調整は、それがなかった場合に比べて企業間のシェア変動の幅を多少減少させたように思われる。その程度は40年代に入ると多少顕著になったかもしれない。

⑤ 設備投資調整が全体の投資量に顕著な影響を与えたとは思われない。影響を与えたとすれば、調整に時間を要したこともあって全体の設備能力の増加の仕方に多少の不連続性をもたらしたことであるが、それが深刻なものであったとは思われない。

⑥ 設備投資調整は、生産販売面での協調行動と表裏一体をなすものとして理解すべきものである。この意味で、調整が長びいたことがあっても決裂したことが一度もなかったこと、40年代になって調整が定着し次第に割当ルールらしきものが出てきたことなど、設備投資調整がこの産業の協調体制の維持強化に果たした役割が小さなものではなかったことは疑いない⁽⁹²⁾。

年度毎の設備投資調整の検討から得られた以上の結論は、鉄鋼業の設備投資調整が必ずしも明確な経済的インパクトを伴ったものではないという本稿全体の結論の論拠の一つを構成するものである。

V 従来の議論の検討

V-1. はじめに

(92) 調整の結果が直接的に企業の設備投資行動の制約になったか否かという観点からの①～⑤の結論と異なり⑥の結論は設備調整が生産調整に影響を与えることを通して企業行動全般に影響を与えることの結果、間接的に企業の設備投資行動に影響を与え得ることを示唆している。この点の検討は本稿の射程の外にあり、従ってそれに関して検討していないという点で本稿の結論は限界をもつものである。(ただし、上述の間接的な効果の識別が容易であるとは思われない。)

設備投資調整に関するこれまでの議論は、主に設備投資調整と独占禁止法(ないし独占禁止政策)の関係という観点からなされており⁽⁹³⁾、設備投資調整の経済的帰結に関する分析はほとんど行われていない。

鉄鋼業の設備投資調整の経済的帰結に言及ないし分析したものとしては『20年史』[43]、今井賢一[7, 8, 9]があり、異なった形ではあるが、設備投資調整が鉄鋼業の設備投資に顕著なインパクトを与えた結論づけている。Vの目的は、これらの議論を検討し必ずしも疑問の少ないものではないことを示すことによって、鉄鋼業の設備投資調整が必ずしも明確な経済的インパクトを伴ったものではないという本稿全体の結論の論拠の一つを提示することにある⁽⁹⁴⁾。

『20年史』の主張が妥当性に欠けることはこれまでに明らかにしたとおりである⁽⁹⁵⁾。ここではもっぱら今井[9]を検討の対象としてとりあげる⁽⁹⁶⁾⁽⁹⁷⁾。

今井の結論は「設備投資調整が逆に過剰能力を生み出した⁽⁹⁸⁾」というものであるが、その明確な結論に比べれば論理的には必ずしも明確なものではないように思われる。結論は概ね次のように要約できる。

過剰能力が生み出されるのを防ぐことを目的

(93) 例えば、菅元彦[35]、妹尾明[12]、今村[11]、稲川泰弘[13]など。

(94) もとより説明されるべき事象に関する情報が豊富でない場合には、対立する2つの仮説が実証のテストを共にパスすることもあり得る。また共にパスしないこともあり得る。従って、一つの実証研究の成否が直接に、対立する説の成否に結びつくわけではない。論拠の一つであることとわるのはそのためである。

(95) IV-1および注73など。

(96) 今井賢一[9]の鉄鋼業の設備投資調整に関する議論は今井[7, 8]でも細部にいたるまでほとんど同じ形で展開されている。ここでは3つの文献のうち最も新しいものをとりあげた。また、今井賢一・宇沢弘文・小宮隆太郎・根岸隆・村上泰亮[10] pp. 252～を参照。

(97) 今井[9]の結論はしばしば言及されるものである。例えば、根岸哲[27]、林洋和[6]など。

(98) 今井[9] pp. 149。

とする投資調整は、逆に過剰能力を生み出し、生産調整及びいっせいに投資をストップすることに帰結する。鉄鋼業の市場行動は、投資調整→生産調整がくりかえされる歴史であり、それは投資の波に「独特のリズム」を作り出すことになる。

V-2. 事実認定に関する疑問

今井 [9] の議論は、過剰能力、投資調整、生産調整、いっせいに投資をストップ、投資の波、「独特のリズム」等の必ずしも明確には定義されていない表現を用いて組み立てられており、それらの表現がどのような事象を念頭に置いて用いられているのか少なくとも明確には説明されていない。

例えば、投資調整と呼ばれることは毎年繰り返されたし、公開販売制度と呼ばれる生産調整は期間中存続しながら今日に至っている。そうであれば、投資調整も生産調整も常に行われていたのであり、「投資調整→生産調整という型のくりかえし⁽⁹⁹⁾」という表現が意味をもつためには、これらの表現が一層具体的に定義されることが必要であろう。

表現が明確に定義されずに用いられていることは、今井 [9] の議論において事実認定が必ずしも十分には行われていないことと裏腹の関係にあるように思われる。

例えば、「いっせいに投資をストップ」という表現については、実際に各企業が一律に設備投資を止めたり大幅削減したことがあったかどうか、もしあったとすればそれが定期的に起きたのかどうかまたそれが設備調整に起因するものであったかどうかなどの問題について明らかにしておくことが必要である。今井 [9] の中でこれらの点が十分な程度に明らかにされているとは思われない。

今井 [9] の議論は、事実認定及び表現の定義

⁽⁹⁹⁾ 今井 [9] pp. 147.

についてかなりの曖昧さを残したまま相対的に論理的な推論に重点を置いて組み立てられているが、このことはいくつかの疑問を残すことになる。次に記すのはその一例である。

今井 [9] は「戦後日本の高度成長の過程では、鉄鋼需要の増加はかなり高い確率で予測できた⁽¹⁰⁰⁾⁽¹⁰¹⁾」と判断し、それを鉄鋼業における設備投資調整の経済的帰結の分析の前提にしている。この判断が全く事実に反することは IV-1 でのべたとおりであるが、このことから以下の一連の疑問が生じる。

投資調整と過剰能力の関係に関する今井の判断が正当なものであるとすると、次のような論理的な推論が成り立つ。

もしも、投資調整が各社の希望を制限する形で行われかつその結論がメンバー各社によって守られたとすれば、結果として過剰設備が生じたとすればそれは調整の基礎になる需要予測が過大であったことによることになる。しかしながら、今井は予測が正確であったと主張しているのであるし、事実は過小であったのだから、この論理関係は成立しない。

従って、予測が正確（ないし過小）であったにもかかわらず、もしも過剰能力が生じたとすれば、それは、(イ)投資調整が予測に対して過大な投資を認めたのか、(ロ)調整の結果がメンバーによって守られなかったか、(ハ)調整の対象外の企業が大量の投資を行ったかの少なくとも一つが成立することになる。

過剰能力が生じたと主張する今井がこれらのうちのどれが起きたと判断しているかは明らか

(100) 今井 [9] pp. 141.

(101) 文脈から判断する限り、今井の主張は単に増大することを予想できたというのではなく、増大の程度についてもかなり正確に予測できたというものである。

今井のこの主張は標準的なものとは異なる。(例えば総合政策研究会 [33] pp. 206. また、本稿注123を参照)。また、設備投資調整のもとになった通産省・鉄連の予測が過小でありつづけたことについては、少なくとも多くの経済学者の間では周知の事実であった。(例えば、野田一夫 [30]、建元正弘 [38] など)。

でないが、投資調整の場で認められなかった設備をメンバー企業が建設した事例はなかったしメンバー外の企業の役割は極めて小さく粗鋼生産でみたメンバー企業のシェア合計は一貫して上昇している⁽¹⁰²⁾。このように、(ロ)と(リ)は事実と反する。従って、投資調整が過剰能力をつくり出したとすれば、投資調整が予測に対して過大な投資を認めたことになる。そうであるとすれば、(A)投資調整が当初の意図に反して失敗したためもしくは当初から各社の希望を制限する意図を持たなかったために予測を上回る投資を認めたか、(B)過剰能力が生まれなかったか、(C)投資調整と過剰能力の間に関係がなかったかのうちの少なくとも1つが成立することになる。

この例のような議論は、今井[9]の結論の意図とは恐らく異なるものであると思われるが、少なくとも論理的には余り無理のないもののように思われる。

以上でいくつかの例を用いて示したように、今井[9]の議論には、表現の定義および事実認定の内容について必ずしも明確ではない点が残されており、その結果として結論の意味内容についても必ずしも明確ではない点が残されているように思われる⁽¹⁰³⁾。

V-3. 推論の内容に関する疑問

今井[9]の議論では論理的な推論に相対的に大きな比重が置かれている。今井は投資調整が

(102) IV-2第4表参照。

(103) 今井[9]では、鉄鋼業の設備調整がどのような強制力ないし誘因のもとに行われたかという事に関する明確な説明がみられない。

企業が様々な制約のもとで目的に対して最適な選択をする存在であると考えられるため、「設備投資調整」の結論がどのようにして導かれるものであり、それがどのような拘束力を持つものであるかを明らかにすることにより、調整が企業の投資行動にいかなる影響を与えるかを推論できるものと思われる。

例えば、大規模小売店舗法に基づくスーパーの出店に対する規制が次第に強まり、今後も強化されていくことが予想される場合には、スーパーの出店希望は殺到し、全部認めれば少なくとも一時的にはスーパー店舗が多すぎることになる状況が出現するであろう。

過剰能力を生み出すと主張する論拠を3つ提示しているが、ここではそれぞれの論拠について順に検討する。

V-3-1. 企業の投資行動と不確実性

今井[9]が投資調整が過剰能力を生み出すと主張する論拠の第1のものは、企業の投資行動と不確実性の関係に注目するものであり、要約すれば次のようになる。

鉄鋼業のように需要の増加がかなり高い確率で予測できた資本市場の制約もとくに投資を抑制するものではなかった産業では、各社がいつせいに設備投資にふみきり一時的に過剰能力を生み出すケースも十分に想定される。「投資調整を行ってゆく過程は、不確実性が除去されてゆく過程にほかならないのである。したがって、自主調整が成功せず、たんなる情報交換に終わってしまうならば、それは不確実性を減少させることによって各企業の投資を促進し、過剰能力をかえって増大させる結果となる⁽¹⁰⁴⁾」。

ここで想定されている企業の投資行動と不確実性との関係に限定して疑問を提示する。

第1の問題は、予測の前提、計画の前提について各社が話し合うことによって減少するとされる不確実性が各企業の行動に与える影響のあり方に関するものである。今井が不確実性と企業の投資行動との間にどのような関係を想定しているかは必ずしも明らかではない。仮に、企業の投資態度を危険回避的であると仮定したうえで、話し合いによって危険が減少することによって投資が促進されるという論理を用いて過剰能力の発生を推論しているとすれば妥当ではない。

第1に、話し合いによって危険が減少したと企業が考えると仮定しても、導き得る結論はせいぜいのところ正確な予測ができた場合に達成されるであろう水準に対して過小になりがちな設備投資をその水準に近づけることができると

(104) 今井[9] pp. 145。

いうことである。その水準をこえて過剰能力の発生を推論するためには追加的な仮定を要する⁽¹⁰⁵⁾。

第2に、今井の主張する不確実性の減少を企業が危険の減少と感じるかどうか大いに疑問がある。話し合いの場で各社が自らの信ずるところを表明したとしてもそれによって予測の精度がよくなるとは限らない⁽¹⁰⁶⁾。また、投資調整の場はかけひきの場でもあったため、「たんなる情報交換に終わってしまうならば」せいぜいのところ他企業がどの程度のことを考えているのかを推測できるようになる程度の効果ももっていたにすぎないのではないと思われるのである⁽¹⁰⁷⁾。

今井の不確実性がいかなるものであり話し合いによって何が減少するかは必ずしも明らかではないが、話し合いと過剰能力との間に一義的な関係を想定することには大いに疑問がある。

第2の問題は、「各社がいっせいに設備投資にふみきり、一時的に過剰能力を生み出すケースも十分に想定される⁽¹⁰⁸⁾」という記述の内容に関するものである。今井[9]の記述から判断する限り、今井はこのことがかなりの確度をもって起こると判断していると思われるがその理由が十分に説明されているとは思われない。しかしながら、引用した記述は、「各社が他の企業の行動を無視するというありそうもないことを仮定すれば一時的に過剰能力を生み出すケースも考えられないではない」というほとんど意味のない記述と余りかわりのない議論のように思われる⁽¹⁰⁹⁾。

(105) そのような推論を可能にするような仮定の下では恐らく投資調整には関係なく過剰能力を発生させることになると思われる。

(106) このことは、例えばマクロ経済の予測について各機関の代表者が話し合うことによって予測の精度が大きく改善されるとは必ずしも考えられないことと同じである。

(107) かけひきの場であるから、各企業が正確に自らの考えを明かすとは限らない。II-2 参照。

(108) 今井[9] pp, 144。

V-3-2. 「ファイティング・リザーブ」

今井[9]が投資調整が過剰能力を生み出すと主張する論拠の第2のものは「ファイティング・リザーブ」と結びついたものであり、要約すれば次のようになる。

投資調整で各企業の投資を拘束しようとするれば、各社の投資枠を定めるなんらかの割当ルールを設けなければならない。割当ルールの作成をめぐる交渉の過程では、生産能力をより多く持つ企業の発言力が強い。そのような企業は「ファイティング・リザーブ」をより多くもっているわけであるから、市場をダンプさせて値くずれを起させるぞという威嚇を示して交渉力を増大させることができるのである。割当ルールには生産能力基準の比重が大きくならざるをえないのであり、各企業は、もっぱらその割当ルールにとってできるかぎり有利な行動をとることになる。つまり、現時点では販売能力からみて多少無理であっても、将来の交渉にそなえて生産能力の増大を計画する⁽¹¹⁰⁾。

今井が割当ルールとして何かはっきりしたものができあがってそれに沿って割当が行われたと主張しているのかどうか明らかではないが⁽¹¹¹⁾、ここでは単に生産能力をより多く持つ企業の方が交渉力が強いという主張について吟味する。

交渉力が強いという主張が交渉の結果を自社に有利なものにできるということを意味するものであれば、事実は生産能力を多く持つ八幡のシェアが低下して川鉄・住金のシェアが上昇したのであるから、交渉力の強い八幡はそれを行

(109) ここで検討した今井の推論が妥当なものであれば強制力を伴った調整を行うべきであるという主張に論拠を提供することになるように思われるが、それは今井の全体の主張の意図とは異なっている。

(110) 今井[9] pp. 145-6 を参照。

(111) もしもそのようなことが事実行われなかったと認定しさえすればここでの主張が少なくとも鉄鋼には無関係ということになるため、今井はそんなことが行われたと主張していることになる。しかしながらこのことは事実と反する。IV-2 参照。

使しなかったことになる。従って、この場合には、使いもしない交渉力を強くするために金のかかる設備投資を沢山やりたがるという余り合理的だとは思われない仮説を主張していることになる。

生産能力が「ファイティング・リザーブ⁽¹¹²⁾」であるとする主張には大いに疑問がある。今井が生産能力という時に保有能力と遊休能力のどちらを指しているのか明らかでないが、保有能力であれば、どれだけ値くずれを起こし得るか（つまり遊休能力）の大きさに依存しているわけであり⁽¹¹³⁾、また値くずれした時それに伴う損失は生産量と共に増加するのであるから、交渉力が大きいという主張ができなくなる。遊休能力であれば、遊休能力を多く持っているところがますます多くの遊休能力を持つことになり、遊休能力建設枠を獲得するために遊休能力を持つことになる。

Ⅳ-2でみたように長期的な割当ルールが作成されたことはなかったし、保有能力ないし遊休能力が着工枠の配分に影響を与えたとは思われない。つまり、誰かが「ファイティング・リザーブ」だと考えて設備を持ったとしても、それが交渉のうえで役立ったとは考えにくいのである⁽¹¹⁴⁾。

V-3-3. 需要者との結びつき

今井[9]が投資調整が過剰能力を生み出すと主張する論拠の第3のものは、販売活動の決め手としての需要者との結びつきに注目するもの

であり、要約すれば次のようになる。

鉄鋼業では、生産調整がしばしば行われたが、そこでは価格の引下げによる競争は避けられ非価格競争に向うことになる。鋼材の場合のように、大口の需要者が多いときに販売活動の決め手となるのは、需要者との結びつきであるが、供給価格以外にそのような結びつきを作る有効な手段は生産能力である。この結びつきは、産業全体として供給力が不足ぎみになり市場が売手市場になったときに、需要者の欲する品質の製品を遅滞なく、双方にとって妥当な価格で供給しうることによって強められるが、そのためには供給能力を十分にもつことが必要である。こうして、製品分化を伴わない寡占市場では、価格競争を避けようとする、ここでもまた生産能力の競争にならざるをえないのである⁽¹¹⁵⁾。

最後の文章は、過剰能力の発生を含意しているのでなければ、単に有利な投資機会を求めて企業が競い合うと主張しているだけで別段目新しいものではない。しかし過剰能力の発生を含意しているのであれば、そのような結論がどのようにして導かれるかを理解することは容易なことではない⁽¹¹⁶⁾。

(114) 昭和42年に設置された塩ビ管設備調整懇談会における投資調整は増設枠を販売実績に従ってわりあてた。
増設枠 = $XY / 0.85 - Z$

X : 最大月間需要量 (予測)

Y : 各社の販売実績シェア

Z : 各社の現有設備能力

伊藤敬一〔14〕。

また、中小企業安定法による双眼鏡カルテルの数量割当ては出荷実績を基準にして決定された。鶴田俊正〔42〕参照。

(115) 今井〔9〕pp. 146-7参照。

(116) 鉄鋼会社にとっては、鋼材の市況が高騰した時にどれだけ利潤を獲得するかが極めて重要なことであって、その時期に、供給をふやす能力をもっていることは、需要者との結びつきを考慮に入れなくても有利なことなのである。不況期に需要がどこまで落ちこむかということよりも次の好況期に需要がどこまで伸びるかが設備投資との関連では重要なのであり、企業が次の需要のピークを目指して設備投資を行うことは極めて合理的なことなのである。

(112) こういう表現またはこれに類する表現であらわされる概念は、カルテル・メンバーがアウトサイダーの活動を牽制するために持つものに対して用いられるのが一般的であって（例えば、海運同盟のファイティング・シップ）今井〔9〕での用いられ方が標準的なものであるとは思われない。例えば今井・宇沢・小宮・根岸・村上〔10〕pp. 95参照。

(113) 遊休能力のない供給者が値下げすれば、従来の価格であれば買わなかった人が買うだけ従来の価格であれば買えた人の中で買えない人が出てくるため市場価格は上昇する。

需要に対して供給が不足ぎみになる時期にも大口需要家に対してはひもつき価格と呼ばれる長期契約価格で注文に応じるといふ原則を大手企業は貫いている。従って、その時期に供給力がなくなってシェアを失うとすれば、それは店頭売り、輸出、ひもつきでも比較的小口の需要家に対するものであると考えられる。大口需要家に対しては事前に決められた価格で需要者の欲する品質の製品を遅滞なく供給するという方法が実際にとられているのであり、今井の主張する需要家との結びつきが改めて問題にされる状況にはない。店頭、輸出市場等では製品が同質的だと考えられていることもあって、供給力が不足ぎみの時にその市場でシェアを失ったからといって⁽¹¹⁷⁾それが後の時期に大きな影響を残すとは考えられない。

また、生産調整は主に粗鋼の段階で行われたのであり、鋼材の販売価格に関して監視し合ったわけではなく、価格の引下げがすべての鋼材の市場で避けられたかどうか疑問がある。特に、不況期にしる好況期にしる、特定の鋼材の市場、特定の企業に対する販売実績がその後重大な影響を及ぼすような状況があるとすれば、企業がその市場でリポートなり値引きなりの手段を用いて販売を拡大しようとすることは極めて合理的なことである。生産調整が行われることが価格引下げを全面的に止めることを意味するわけではない。

以上みたように、投資調整が過剰能力を生み出すとする今井[9]の主張の論拠は3つとも大いに疑問のあるものである。

V-4. 実証の内容に関する疑問

投資調整が過剰能力を生み出すという今井[9]の主張がどの程度の事実にもとづいて導かれているかを吟味するのがここでの目的であ

(117) この場合にも、大きくは失わないように設備投資をすることが合理的であって、そのような設備投資は過剰能力に結びつくわけではない。

る。

V-4-1. 過剰能力

今井[9]には、投資調整が生み出すと主張される過剰能力に関する具体的な記述が見当たらない。今井がふれているのは各社の計画が続々と出てきたことであって設備投資そのものではない。

今井が「投資行動のファクト」として言及する事実は2つある。第1のものは、35年度の自主調整後にいくつか発表された平炉メーカーなどアウトサイダー企業の高炉建設計画⁽¹¹⁸⁾についてである。

今井は「このケースは、カルテルによる投資の調整が、かえって投資を不安定化させるという命題の典型的な実例⁽¹¹⁹⁾」であると主張するが妥当だとは思われない。

「投資を不安定化」させるという表現の含意が明らかではないが、アウトサイダーの活動余地が多い場合⁽¹²⁰⁾にカルテル・メンバーが強力な生産制限を行ったり将来の設備能力を著しく過小にするような協調行動をとった時に、アウトサイダーがそこに有利な投資機会を見つけて設備投資を行ったとしても、それは「不安定化」と呼ぶにはあたらぬように思われる。アウトサイダーの活動によって産業全体の設備投資が安定した推移をたどることになるのである。

問題は、鉄鋼業の場合にはアウトサイダーの活動余地が大きいのかカルテル・メンバーの設備調整がさほど強力ではなかったために、アウトサイダーの活動は著しく限られたものであ

(118) 当時の『朝日新聞』には、日新製鋼、大谷重工、愛知製鋼などの平炉メーカーと高炉メーカーである中山製鋼の名が見える。後に着工した中山製鋼は38年になって高炉建設を中断した。

これらの企業の中で実際に計画に従って高炉を建設したのは日新製鋼1社であり、これは35年12月に追加的に着工を認められた3基の中の1基であった。

(119) 今井[9] pp. 148.

(120) 既存のアウトサイダーの設備拡張余地が大きかったり、参入障壁が低い場合。このことが鉄鋼業の場合にあてはまると今井が主張しているかどうか必ずしも明らかでない。

り、カルテル・メンバーのシェアが上昇したことである⁽¹²¹⁾。

従って、引用した今井の主張は事実の説明として妥当なものではないし、この主張と過剰能力の関係も明らかではない。

今井の言及する第2の事実およびそれに対するコメントは次のようなものである。

「通産省が1961年1月に65年度までの設備投資計画の提出を各社に要請したところ、実に19基の高炉建設計画が持ち寄られたのである。もはや、設備投資調整が逆に過剰能力を生み出したことは明白であろう⁽¹²²⁾。」

予想されたよりも多くの計画（それも長期の）が提出されたからといってそれが即過剰能力につながるわけではないし、また過剰能力が発生したことの証拠にもならない。Ⅳ-2-1でのべたように、36年度の調整では高炉は希望通りすべて認められておりこの年の着工希望については過剰だとは考えられていなかった。

投資調整によって過剰能力が生み出されたとする今井の主張には事実の裏付けが欠けているように思われる⁽¹²³⁾。

(121) 以後の歴史をみても、平炉メーカーが高炉を建設する動きは目立ったものではないし、大阪製鋼・中山製鋼などといった大手以外の高炉メーカーの行動が投資調整ないし産業全体の設備投資に大きな影響を与えたとは思われない。

また、昭和35年は、川鉄の千葉、神戸の灘浜に続いて、住金が合併によって取得した小倉のものを別にすればはじめての高炉である和歌山1号を建設している時期であり、高炉を持たないことの不利を大手平炉メーカーが強く意識していた時期であった。従って、日新製鋼の高炉建設は投資調整に誘発されたものと考えられるよりもむしろそのような大手平炉メーカーの高炉建設の動きの一環と考える方が自然であり、そのように考えないと日新に続く企業がなかなか出て来ないことの説明がつかないように思われる。

(122) 今井〔9〕pp. 149。

(123) 今井〔9〕では、過剰能力の事実に関する言及に欠けると同様、この表現の明確な定義にも欠けている。

一般に、過剰能力、設備投資の過当競争、設備投資競争等の表現が具体的にどのような事実を指すのかが明らかにされることは、用いられる回数に比べて著しく少ない。次の2人の大手鉄鋼会社の経営者の見解は象徴的である。

「日向住金社長：……みんなで競争してつくった設備で過剰かという過剰ではないんです。現に銑鉄は輸入していますね。

質問：というのは、厳密な意味では鉄鋼業界にはいまままでそれほど過当競争があったとは思えない……。

日向：結論としてはね。』『東洋経済』(43.6.8.)

「藤本川鉄社長：鉄鋼業界に過当競争がなかったかどうか、世間ではどういわれているか知りませんが、私にはなかったとは思えません。その証拠に、生産は需要をいつもオーバーしている。私は設備は過剰だと思いますね。』『東洋経済』43.7.13)。

ほとんど同じ時期に同じ主体によって行なわれたインタビューに対する2人の見解は全く対立している。このようなことが起こるためには、①事実判断が同じであっても用いる表現の定義が異なる、②表現の定義が同じであっても事実判断が異なるの少なくとも一方が成立しているはずである。このような状況のもとで明確に定義を示さない表現を用いて解答を出すことは質問を発することと同様ほとんど意味のないことである。(同様の現象は、株式市場に関する議論の中で用いられる「過当投機」についてもみられる。三輪芳朗〔24〕参照。)

設備投資調整との関連で過剰能力が発生したと主張するためには、比較的長期間（例えば2年以上）にわたって生産能力が需要をかなり程度に上回りつづけ、しかもその期間中鋼材の市況が著しく高騰することがないという現象がみられることが必要である。

第5表 最終需要別普通鋼材消費量
(単位100万トン、()内は比重)

	48年度	49年度	50年度
個人消費支出	3.8(5.7)	3.3(6.0)	3.5(6.3)
民間住宅投資	7.1(10.7)	5.6(10.2)	6.0(10.9)
民間設備投資	31.5(47.5)	21.9(39.9)	22.3(40.3)
政府固定資本形成	12.5(18.8)	11.0(20.0)	11.1(20.1)
間接輸出	11.5(17.3)	13.2(23.9)	12.4(22.4)
合計	66.3(100.0)	55.0(100.0)	55.3(100.0)

出所：鉄鋼連盟50.4『経済統計年鑑昭和50年版』
(東洋経済新報社) pp. 83。

第5表に示されるように鋼材消費量の極めて大きな部分を民間設備投資が占めるために、鋼材の需要は長期的な趨勢について予測しにくだけでなく、短期的な激的な変動も予測しがたいものであるし、また完全には避けられないものである。短期的な変動に対して設備投資調整で対応できるはずはなく、また、需要の短期的な変動に伴って一時的に供給能力が需要を上回することは極めて自然なことである。

V-4-2でみるように粗鋼の減産という形で強力な生産調整が行われたのは経済全体が不況であり特に民間設備投資が沈滞した時期とほぼ一致していること、その時期の前後の好況期（特に景気回復期）に特に民間設備投資の盛り上がりに応じて生産が増大しフル稼働で鋼材市況が著しく高騰する時期があったこと、から設備投資調整との関連で過剰能力が発生したとする主張には無理があると思われる。

V-4-2. 「独特のリズム」

今井〔9〕の主張のように、「戦後の鉄鋼業の市場行動は、投資調整→生産調整という型のくりかえし」であり、投資調整は「投資の波に『独特のリズム』を作る⁽¹²⁴⁾」とすれば、結果として強力な生産調整が定期的に行われたはずである。

設備投資調整がはじまってからの粗鋼の減産時期は次のようになっている⁽¹²⁵⁾。

昭和37年7月～38年9月	勧告操短
40年7月～41年8月	勧告操短
45年11月～46年12月	自主減産
46年12月～47年12月	不況カルテル
49年11月頃～	自主減産

強力な生産調整が定期的に行われたとは思われない⁽¹²⁶⁾。

更に、粗鋼の減産が行われた時期は経済全体が不況であり特に民間設備投資が沈滞した時期とほぼ一致していることに注意しなければならない。鋼材の需要は民間設備投資の動向に極めて大きく左右される⁽¹²⁷⁾ことを考えれば、生産調整のもとになっている生産能力と需要のギャップの発生が供給能力のリズミカルな拡張によるよりもむしろ需要の激しい変動によると考える方が妥当であることを示唆している。

投資に「独特のリズム」が作られたとする今井の主張には事実の裏付けが欠けているように思われる⁽¹²⁸⁾⁽¹²⁹⁾。

(124) 今井〔9〕 pp. 147.

(125) 自主減産の時期を除いては公取委〔20〕 pp. 270～271. 自主減産については新聞報道等による。

(126) もしもこれが「独特のリズム」を持っているとすれば、それは「極めて」という副詞を伴ったものになるはずであり、それに対して反論する術はありそうにない。

(127) 注123を参照。

(128) 今井〔9〕は「投資調整は、投資の波に『独特なリズム』を作り出すことは、すでにF.M.シャーラー、岩崎晃等の計量的分析によっても実証されており」(pp. 150)とのべているが妥当であるとは思われない。

シャーラー〔32〕が検討しているのは市場構造（具体的には4社集中度）と投資の変動性の関係についてで

V-5. まとめ

Vでは、鉄鋼業において、設備投資調整が設備投資に顕著なインパクトを与えたと結論づけている主張のうち特に今井賢一〔9〕の議論をとりあげて検討した。今井の議論は、事実認定および定義、推論、実証のそれぞれの段階について多くの疑問を抱かせるものであり、従って結

あって、投資調整の帰結に関するものではない。従って、シャーラーの実証研究の内容の評価に関わりなく、今井のシャーラー〔32〕の扱いは妥当ではない。同様のことは岩崎〔15〕にもあてはまる。

今井が続いて言及している注32（今井〔9〕pp. 38）の回帰分析は、どのような分析を行なったか（変数の定義・選択も含めて）が明らかでなく当事者以外に結果の評価を許すようなものではないように思われる。しかしながら、記されているものから想像されるタイプの分析によって鉄鋼業の設備投資調整がどのような結果をもたらしたかを識別することははなはだしく困難のように思われる。（I-1を参照。）

(129) 「独特なリズム」という表現から連想されるのは1930年代初頭のドイツのカルテルに関するフリッツ・フォイトの次のような主張であろう。

「ほとんどのものが短期間しか続かなかったこれらのカルテルは、経済の進行および発展の過程に独特なリズム (a peculiar rhythm) を与える。価格の引上げに成功すれば、新しい企業が参入しアウトサイダーとして機能する結果、カルテルメンバーの売上げが減少する。カルテルは崩壊し、破滅的な競争の結果新しいカルテルが生まれ次のラウンドがはじまるまで続く価格競争がはじまる。カルテルが短命であるために、資金を自己調達するよい機会であるカルテル存続期間中に、カルテル崩壊後の競争的な競争に備えて、メンバーが盛んに投資を行なうことになる。このように、市場価格が高い時期には、投資が盛んに行われカルテルに入っている企業によって技術進歩は速やかに受け入れられるのである。」ドイツでは例外的存在であった長期間存続したカルテルは、「ふつうの短命のカルテルに典型的にみられるものとはまったく異なった市場行動を示した。」(Voigt〔46〕 pp. 184)。

もしも、今井の主張がフォイトの短命なカルテルに関する議論を念頭に置いてなされているとすれば妥当ではない。日本鉄鋼業はそれとは全く異なった市場行動をした長命のカルテルに通じる市場構造を持っている。また、短命のカルテルにしても、投資調整ではなく生産調整(カルテル)が投資に波をつくり出すのであり、しかも過剰能力を生み出す類いのものではない。(カルテルのもとで高く設定された価格水準に対応する需要に比べて過剰であるという意味であれば過剰能力が発生するが、これが通常の用法であるとは思われない。)

論として導かれた主張が確かな根拠をもったものであるとはいいい難い⁽¹³⁰⁾。

設備投資調整が明確な経済的インパクトを設備投資に与えたとする主張が確かな根拠をもっていないとするVの結論は、鉄鋼業の設備投資調整が必ずしも明確な経済的インパクトを伴ったものではないという本稿全体の結論の論拠の一つを構成するものである。

VI 結 語

以上の検討から導かれた結論は次のようなものである。

鉄鋼業で昭和30年代半ば以降行われた設備投資調整およびそれに対する政府の関与は、少なくとも直接的には、必ずしも明確な経済的インパクトを各企業の設備投資行動に与えるものではなかった。

この結論に結びつく3つの論拠は、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴで順に説明した通りであり、それぞれのまとめは、Ⅲ-4、Ⅳ-3、Ⅴ-5でなされている。

この結論のもつ限界については、Ⅰ-3でのべたとおりであるが、ここで改めてその第2の点を強調しておきたい。

本稿の議論が直接的なインパクトに関心を限定していることに強く注意を促したい。設備投資調整は業界の協調体制の一環をなすものであって、直接的インパクトがなかったということが、あらゆる意味で影響を及ぼさなかったということを必ずしも意味しないのである。

引用文献

- [1] 有沢広巳編集『現代日本産業講座』岩波書店、1959。
- [2] Caves, Richard E., "Direct Regulation and Market Performance in the American Economy," *American Economic Review*, May, 1964.
- [3] Coase, Ronald H., "Comment" *American Economic Review*, May, 1964.
- [4] 福川伸次「政府金融機関の機能と産業政策」『通商産業研究』No. 122 (昭和39年)
- [5] 古藤利久三「産業統制像——産業界からの一提唱」, 千種義人編『産業体制の再編成』, 春秋社, 昭和38年。
- [6] 林 洋和「産業政策 鄙見」『経済セミナー』, 1976. 11.
- [7] 今井賢一「企業行動と情報交換——鉄鋼業の設備投資と価格形成をめぐって」『ビジネス・レビュー』Vol. 20, No. 1, 1972.
- [8] 今井賢一「鉄鋼」, 熊谷尚夫編『日本の産業組織Ⅱ』中央公論社, 1973.
- [9] 今井賢一『現代産業組織』, 岩波書店, 1976.
- [10] 今井賢一・宇沢弘文・小宮隆太郎・根岸 隆・村上泰亮『価格理論Ⅲ』, 岩波書店, 1972.
- [11] 今村成和『私的独占禁止法の研究(三)』, 有斐閣, 1969.
- [12] 妹尾 明「投資調整と競争政策」『公正取引』, 1965. 4.
- [13] 稲川泰弘「設備投資調整について」『公正取引』, 1972. 9.
- [14] 伊藤敬一「投資調整, 過剰設備処理と独占法」『通商産業研究』, No. 149 (昭和43年)。
- [15] Iwasaki, Akira, "Market Structure and Stability of Investment in Japanese Manufacturing Industries", 『季刊理論経済学』Dec. 1976.
- [16] 川崎博太郎「行政指導の実態——最近の三つのケースに見る」『ジュリスト』No. 342(1966. 3. 15.)
- [17] 川崎 勲『戦後鉄鋼業論』鉄鋼新聞社, 1968.
- [18] 小島精一「鉄鋼業の自主調整方式をどう改造すべきか」『鉄鋼界』, 1960. 3.
- [19] 小宮隆太郎『現代日本経済研究』東京大学出版会, 1975.
- [20] 公正取引委員会『独占禁止懇話会資料集Ⅲ』, 大蔵省印刷局, 1972.
- [21] 倉沢資成「繊維産業における中小企業政策——構造改善政策の内容とその評価——」『国民金融公庫調査月報』, 1977. 1.
- [22] 丸山泰男編『日本の過当競争』, ダイヤモンド

(130) 当然のことながら、結論が確かな根拠をもっていると主張するためには、それぞれの段階が疑問のないものでなければならない。

- 社, 1968.
- [23] 三輪芳朗「信用取引の規制の効果およびその論拠について——(上)効果の分析」, 日本証券経済研究所計測室テクニカルペーパー No. 37, 1976, July.
- [24] 三輪芳朗「信用取引の規制の効果およびその論拠について——(下)論拠の分析」, 日本証券経済研究所計測室テクニカルペーパー No. 40, 1976, Dec.
- [25] 中村秀一郎・山下 甫・正村公宏『現代の化学工業——構造と動態』, 東洋経済新報社, 1971.
- [26] 中村隆英「日本における産業政策の特色と評価」『東洋経済臨時増刊産業政策特集』, 1974. 6. 18.
- [27] 根岸 哲「市場参入に対する競争制限的行政介入」『ジュリスト』No. 592 (1975. 7. 15)
- [28] 根岸 哲「産業行政と行政指導」『ジュリスト』No. 628 (1975. 1. 1.)
- [29] 日本経済調査協議会『政府系金融機関の再編成』, 銀行通信社, 1971.
- [30] 野田一夫「弊害多い行政の過度介入」『東洋経済臨時増刊企業合併特集』, 1968. 7. 3.
- [31] Posner, Richard A., "Natural Monopoly and its Regulation", *Stanford Law Review*, Feb. 1969. この論文の Part I が MacAvoy, Paul W. ed. の *The Crisis of the Regulatory Commissions*, Norton, 1970 に収められている。
- [32] Scherer, Frederic M., "Market Structure and the Stability of Investment", *American Economic Review*, May, 1969.
- [33] 総合政策研究会『日本の設備投資』ダイヤモンド社, 1963.
- [34] Stigler, George J. and Friedland, Claire, "What Can Regulators Regulate? The Case of Electricity", *The Journal of Law & Economics* Oct. 1962.
- [35] 菅 元彦「自主調整と独禁法」『公正取引』1965. 2.
- [36] 立花明正「住金問題からみたこれからの日本経済の課題」『公正取引』, 1966. 2.
- [37] 田中洋之助『日向方齋論』, ライフ社, 1975.
- [38] 建元正弘「競争制限は統制への危険な道」『東洋経済臨時増刊企業合併特集』, 1968. 7. 3.
- [39] 徳永久次「自主調整を再検討すべし」『東洋経済』, 1967. 7. 22.
- [40] 鶴田俊正『『産業政策』と競争秩序——日本型の競争秩序 1』『経済セミナー』, 1976. 11.
- [41] 鶴田俊正「産業政策と市場介入(上)——日本型の競争秩序 2」『経済セミナー』, 1977. 1.
- [42] 鶴田俊正「中小企業安定法ならびに中小企業団体組織法とカルテル——双眼鏡カルテルの結成から崩壊までのケース・スタディー」『国民金融公庫調査月報』, 1977. 1.
- [43] 通商産業省『通商産業省20年史』, 1969.
- [44] 上野裕也・武藤博道「病状悪化著しい米国鉄鋼業の現実」『東洋経済臨時増刊産業政策特集』, 1968. 12. 11.
- [45] U. S. Department of Commerce, *JAPAN, The Government-Business Relationship*, 1972, 中尾光昭訳『米商務省報告—日本株式会社』毎日新聞社, 1972.
- [46] Voigt, Fritz, "German Experience with Cartels and their Control during pre-War and post-War Periods" in Miller, J. P. ed. *Competition, Cartels, and Their Regulation*, 1962, North Holland.
- [47] Yoshino, Yōtaro, *Japan's Management System: Tradition and Innovation*, 内田幸雄監訳『日本の経営システム——伝統と革新——』ダイヤモンド社, 1975. 引用は訳書のページによる。
- [48] 座談会「行政指導の基本問題」『ジュリスト』No. 342, 1966. 3. 15. (出席者は, 雄川一郎・金沢良雄・成田頼明・松尾金蔵・矢沢惇・山内一夫の6氏。)